

令和6年12月12日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

社会・健康対策特別委員会資料

目 次

ページ

1	子ども・子育てへの支援・少子化対策について	1
(1)	子ども・子育ての現状	1
(2)	子ども・子育て支援に係る取組	9
(3)	少子化の現状	15
(4)	少子化対策に係る取組	26
2	児童虐待について	30
(1)	児童虐待相談対応件数の状況	30
(2)	一時保護の状況（県所管域）	33
(3)	児童相談所の体制強化（県所管域）	33
(4)	市町村等との連携強化の推進（県所管域）	34
(5)	社会的養育及び子どもの権利擁護の推進（県所管域）	34
3	いじめ・不登校対策について	40
(1)	令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について	40

1 子ども・子育てへの支援・少子化対策について

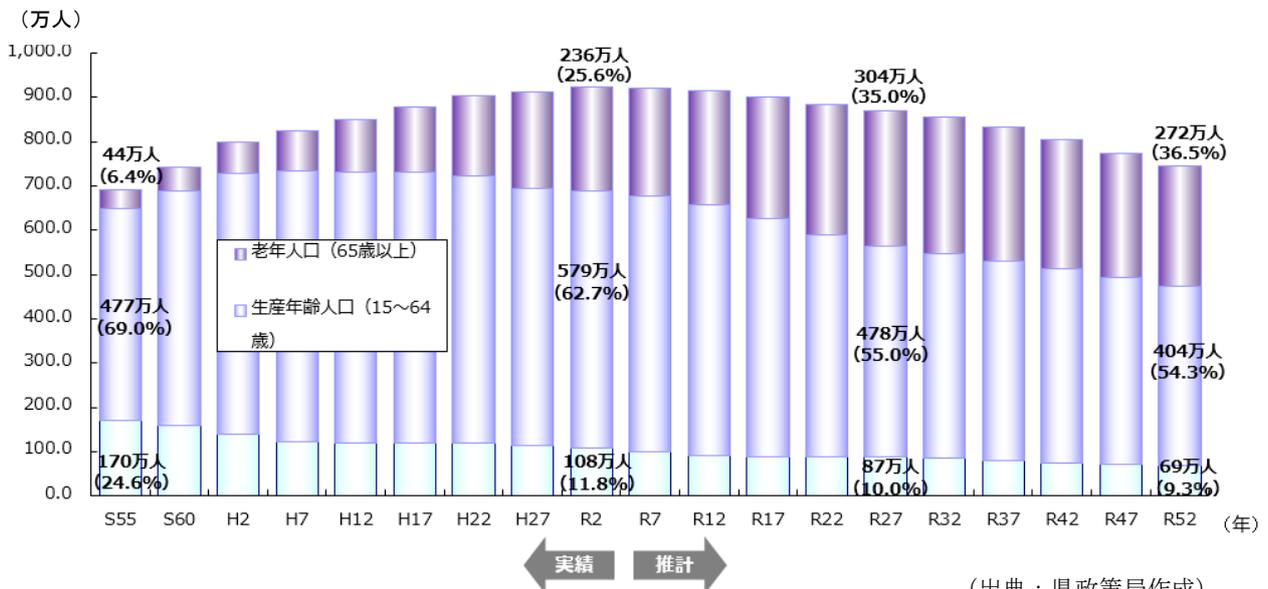
(1) 子ども・子育ての現状

ア 年少人口等の状況

本県の年少人口(0～14歳の人口)は、減少傾向が続いており、令和2年の約108万人に対し、令和27年には約87万人に、令和52年には約69万人に減少すると推計されている。

合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.19を記録した後は上昇に転じていたが、令和5年は1.13と減少し、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っている。また、出生数は、昭和55年の約9.4万人に対し、令和5年では約5.4万人となっている。

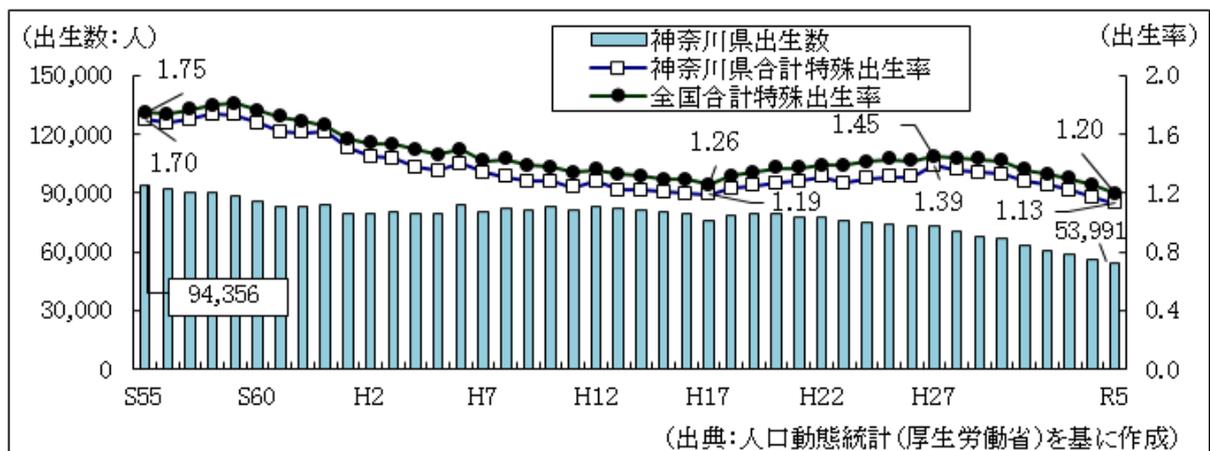
■ 県の年齢3区別の人口推計(中位推計)



※H27年及びR2年の人口は総務省「国勢調査」(不詳補完値)、R7年以降は県推計値。
 ※年齢3区別の割合は、年齢不詳を除いて算出している。

(出典：県政策局作成)

■ 出生数、合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県)



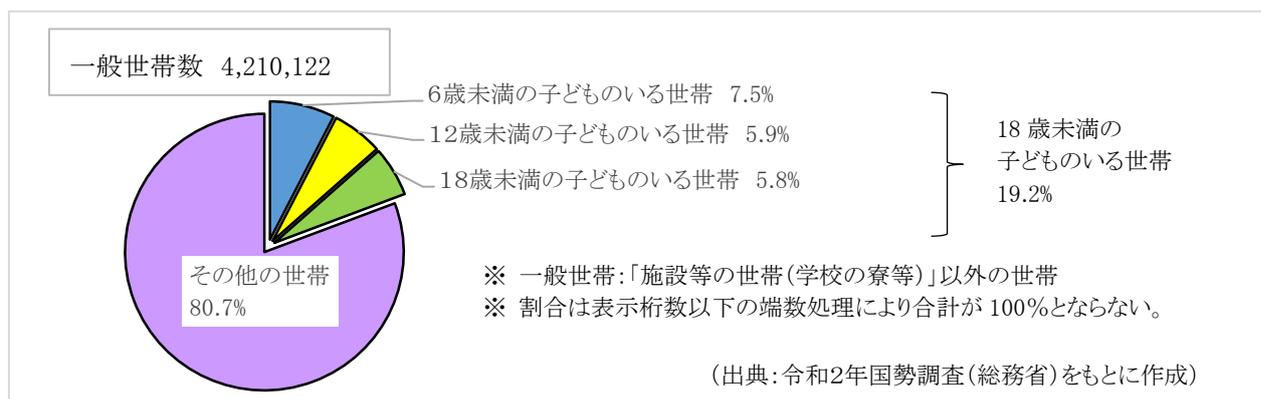
(出典：人口動態統計(厚生労働省)を基に作成)

イ 家族のかたちの変化

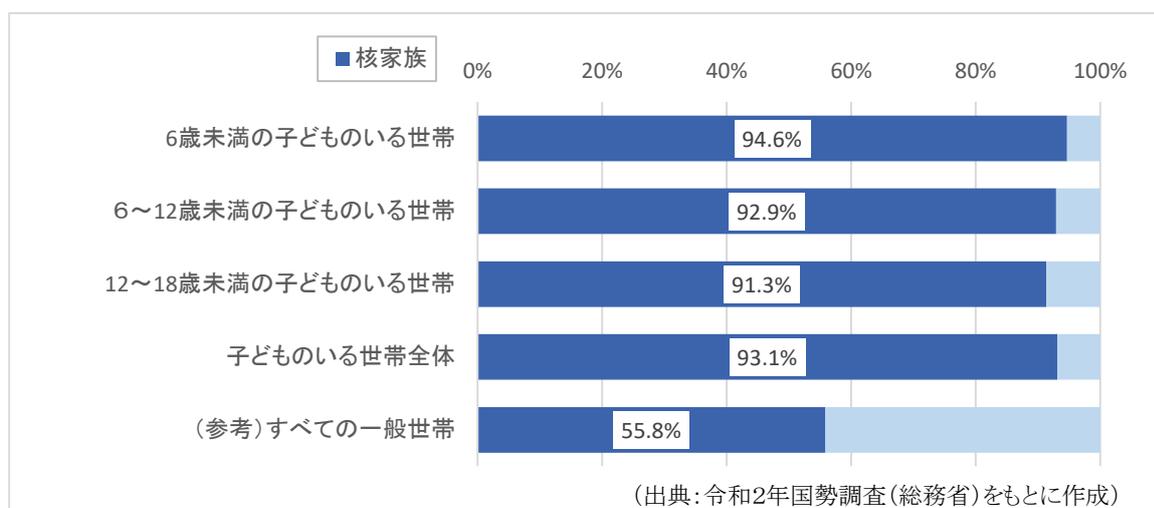
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では全体の5分の1以下となっている。また、子どものいる世帯の約9割が核家族となっている。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成29年の55.6%に対し、令和4年では60.3%と増加している。

■ 子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■ 核家族の割合（神奈川県）



■ 夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位:世帯数、%)

	平成29年			令和4年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,177,700	654,600	55.6	1,059,300	638,700	60.3
全国	15,312,000	9,084,300	59.3	13,921,000	8,826,200	63.4

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典:就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

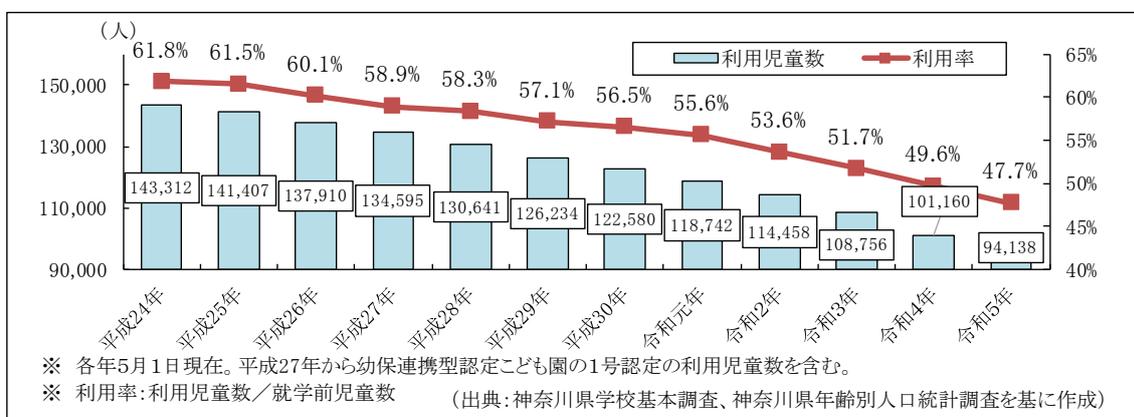
ウ 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、令和5年では94,138人で、就学前児童数に占める割合は47.7%と低下している。

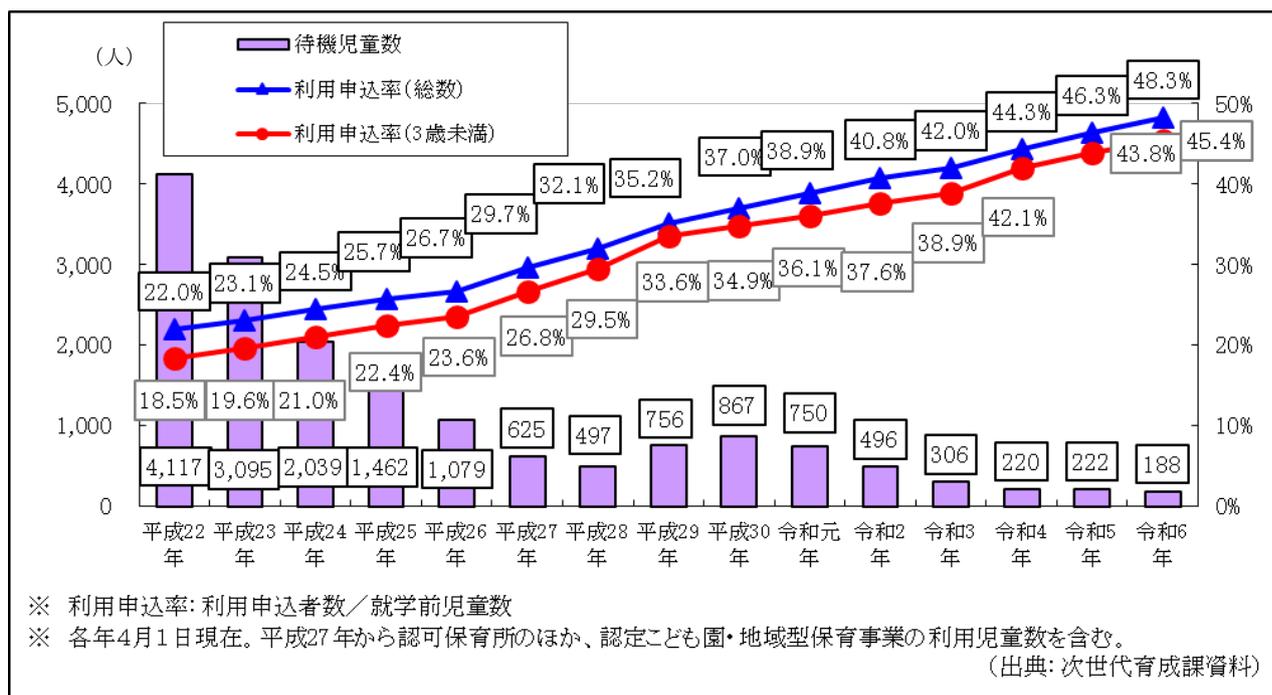
一方、保育所等の利用については、令和6年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となったが、保育所等利用待機児童数は年々減少しており、令和6年度は188人となり、過去最少を更新した。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても増加傾向にあり、利用できなかった児童も発生している。

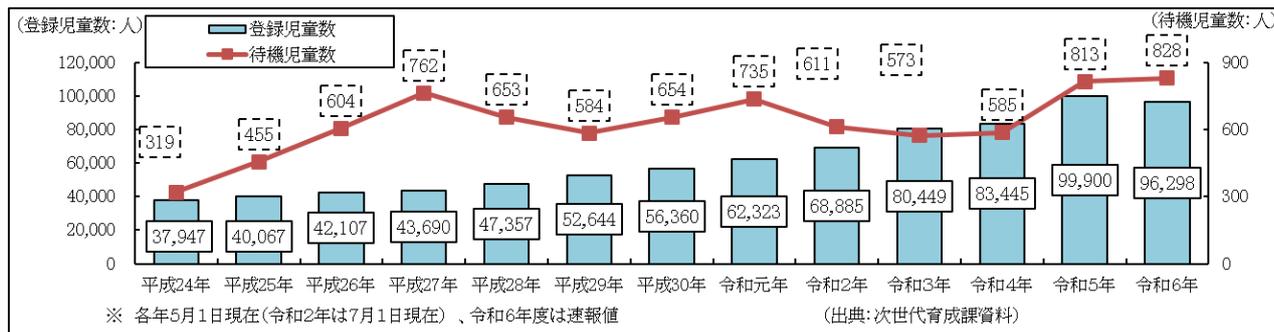
■ 幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



■ 保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



■ 放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）

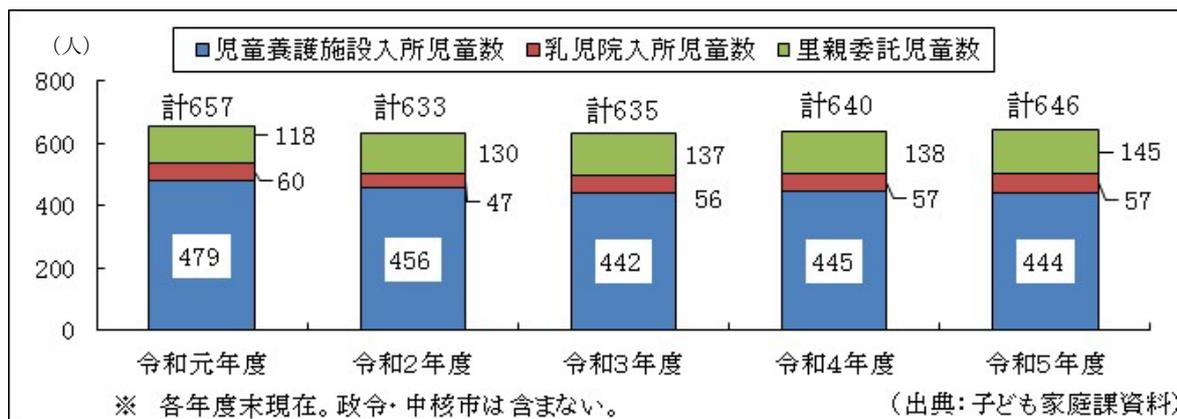


エ 支援を必要とする子どもの状況

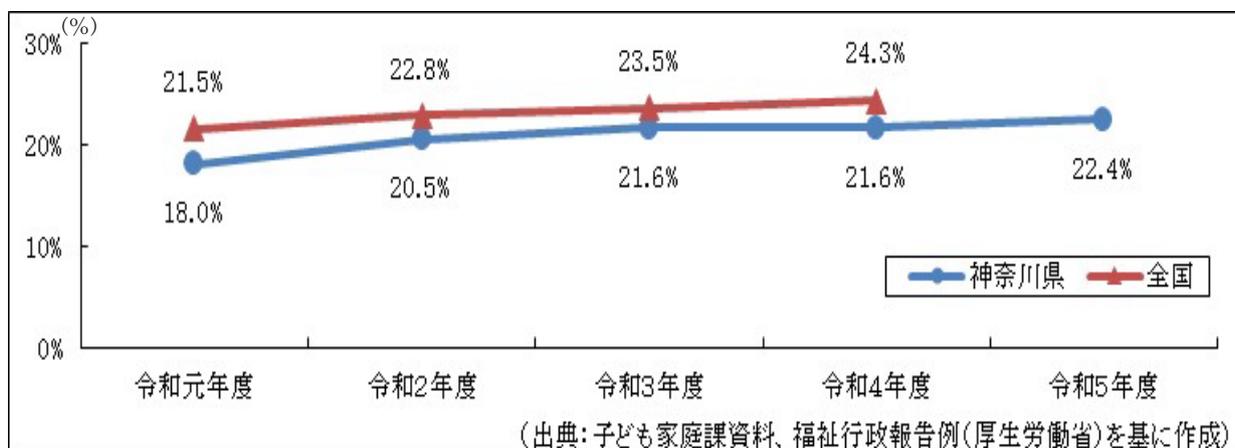
(ア) 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、640人前後でほぼ横ばいで推移している。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、増加傾向にあり、令和5年度は22.4%となっている。

■ 社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



■ 里親委託率の推移（全国、神奈川県）



(イ) 子どもの貧困

令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%で、およそ9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしている。

また、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)では、大人が2人以上の世帯の貧困率が8.6%であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は44.5%となっている。

なお、本県が令和5年度に、県内の中学2年生とその保護者4,320組を対象として実施した、子どもの生活状況調査においては、貧困率は、10.1%となった。

■ 貧困率の推移 (全国)

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
							新基準	新基準	
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%	15.4%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	14.4%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%	11.5%
子どもがいる現役世帯	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%	10.6%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%	44.5%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%	10.7%	11.2%	8.6%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円	124万円	127万円

※ 貧困線:等価可処分所得の中央値の半分の額

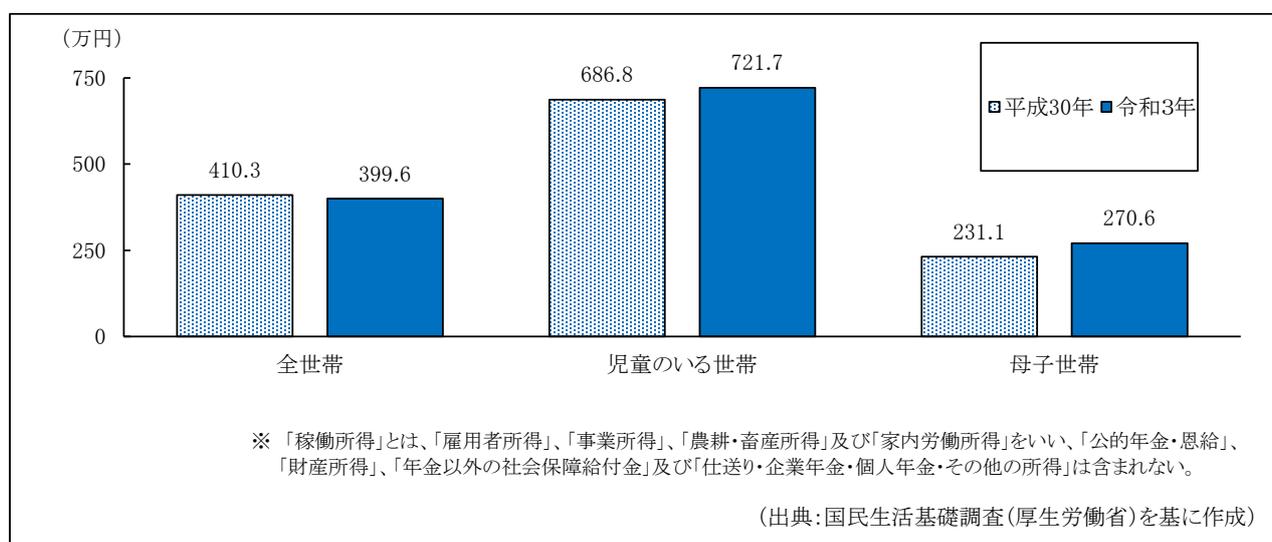
※ 相対的貧困率:貧困線に満たない世帯員の割合

※ 子どもの貧困率:17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

※ 平成30年以降の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新基準に基づき算出したもので、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

(出典:令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)をもとに作成)

■ 平均稼働所得の状況 (全国)



(ウ) ひきこもりについて

全国のひきこもり者数の推計値は、平成28年度の54万1,000人に対し、令和4年度は62万4,143人と増加している。

■ ひきこもり者数の推計値（全国）

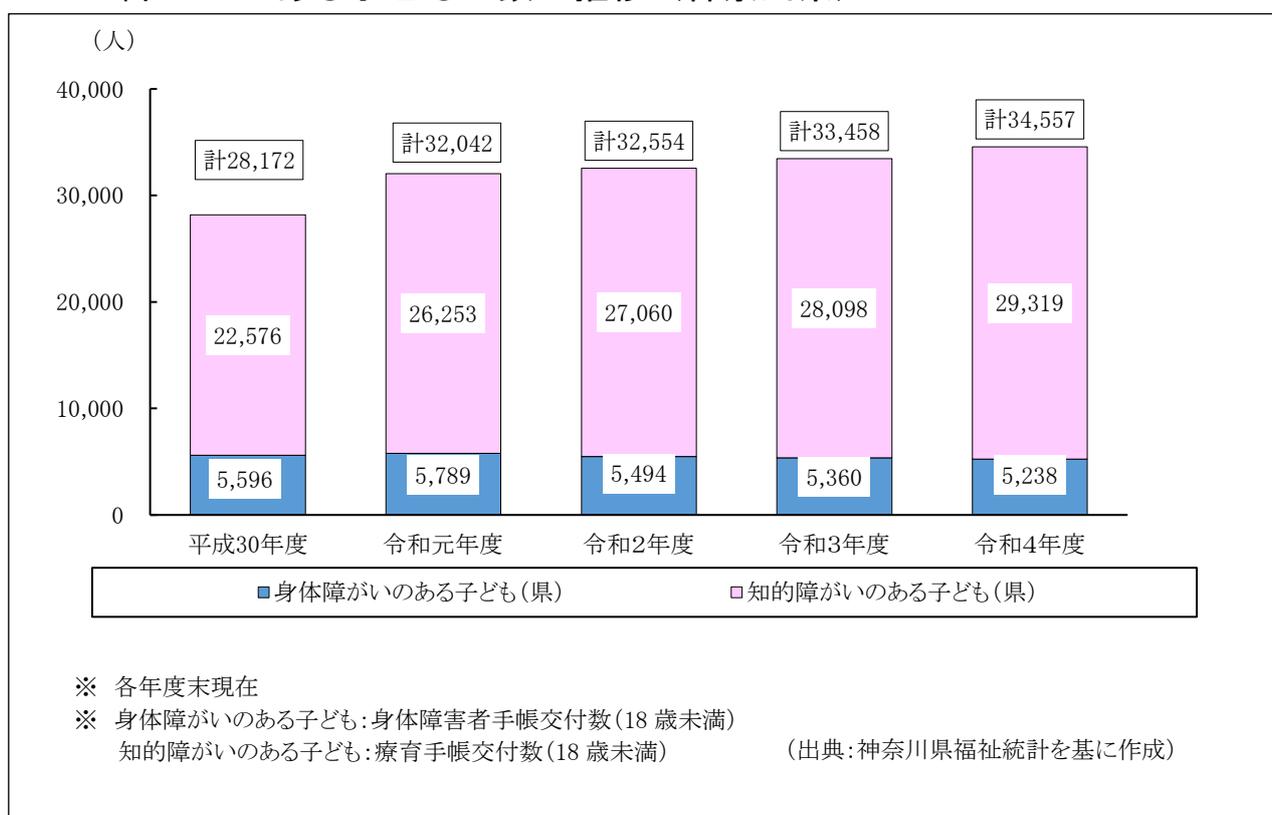
年齢	H28年調査による推計値	R4年調査による推計値
15～39歳	54万1,000人 (出現率：1.57%)	62万4,143人 (出現率：2.05%)

(出典：平成28年度「若者の生活に関する調査報告書」(内閣府)及び
令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書」(内閣府)を基に作成)

(I) 障がいのある子ども

県内の障がい(身体障がい及び知的障がい)のある子どもの数は、平成30年度の28,172人に対し、令和4年度は34,557人と増加している。

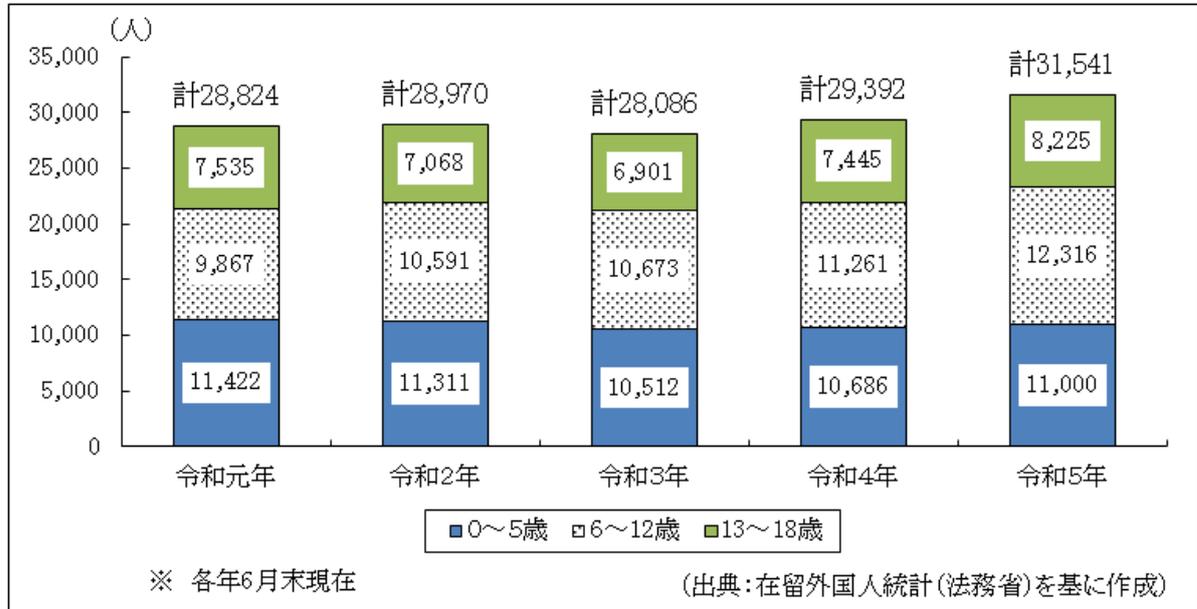
■ 障がいのある子どもの数の推移（神奈川県）



(オ) 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあり、令和元年の28,824人に対し、令和5年には31,541人となっている。

■ 在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）

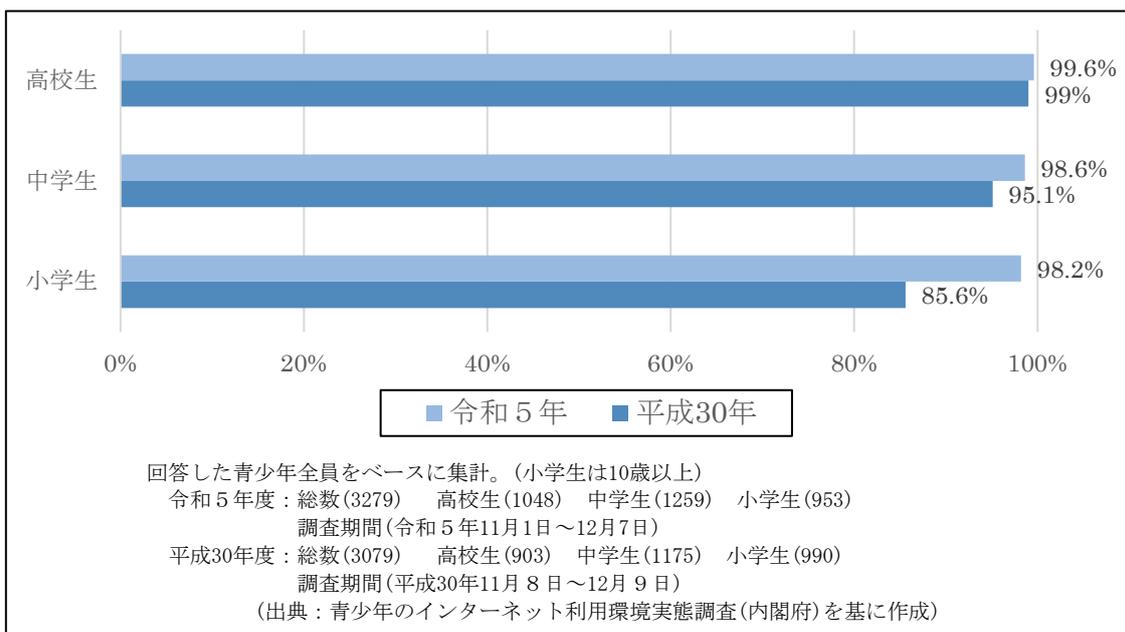


オ 子どものインターネットの利用状況

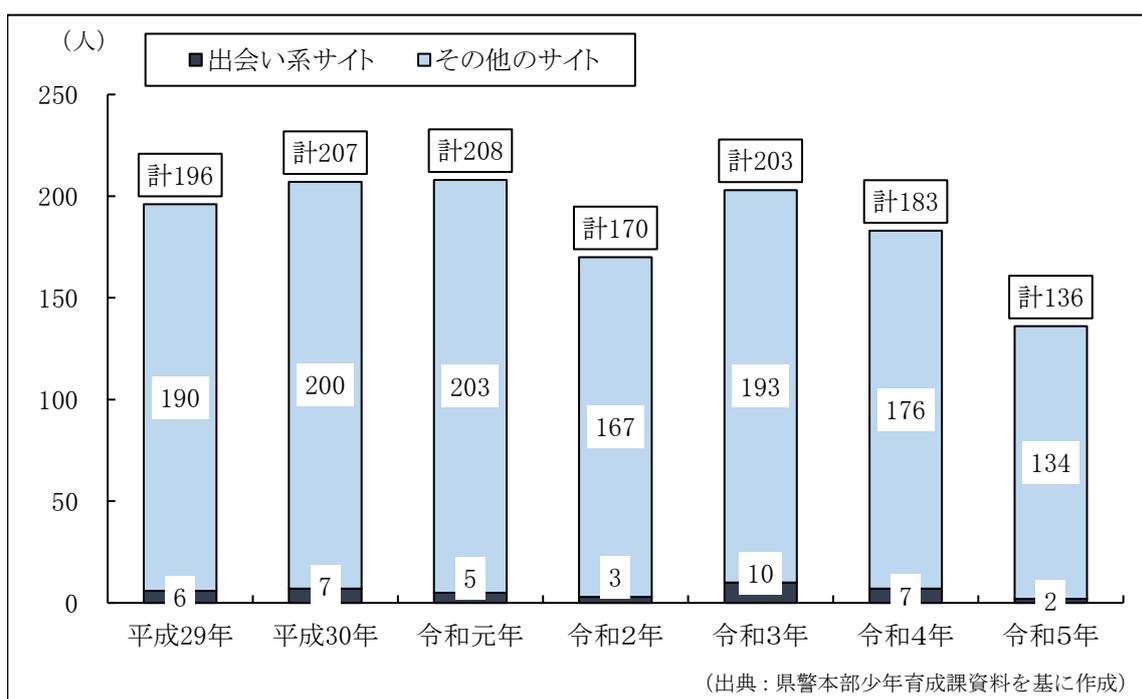
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成30年と令和5年を比較すると増加傾向にあり、小学生（10歳以上）では85.6%から98.2%となっている。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県の被害児童は、平成29年の196人に対し、令和5年は136人と減少している。

■ インターネットの利用率（全国）



■ コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



(2) 子ども・子育て支援に係る取組

ア 子ども・子育て基金を活用した子育て支援事業

(7) 令和6年度の取組

a 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

(a) 手ぶらで保育の推進

保護者及び保育士双方の負担軽減を図るため、乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を市町村に対して補助した。

また、お昼寝用コット（簡易ベッド）、おむつ保管庫等を整備する保育所等を支援する市町村に対して補助した。

(b) ひとり親家庭への放課後児童クラブ利用料支援事業費補助

ひとり親家庭の負担を軽減するため、ひとり親家庭の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料の減免（補助）を行う市町村に対して補助した。

b あたたかいコミュニティの創出

(a) 子ども食堂情報発信力強化事業

近隣の子ども食堂の情報にアクセスできる環境を整備するため、子ども食堂の活動状況を調査し、神奈川県内の子ども・子育て総合情報サイト「子育て支援情報サービスかながわ」及びLINE公式アカウント「かながわ子育てパーソナルサポート」において地域ごとに検索できる形で公開することで、子ども食堂に関する情報発信を強化した。

(b) 子育てパーソナルサポート事業

令和5年12月より、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、子育て支援情報を分かりやすくタイムリーに発信する「子育てパーソナルサポート事業」を開始した。

令和6年度は機能を拡充し、新たにチャットボットシステムを導入するとともに、子育て支援アプリとの連携を行う。

また、本サービスを通して市町村の各種申請手続きが可能となるよう、市町村が行うシステム構築に対して補助している。

- (c) 子ども・子育て充実市町村提案事業費補助事業
市町村毎の地域特性や人口規模等で様々に異なる課題を解決するため市町村が提案する事業に対して補助している。

c 社会全体で子ども子育てを応援する機運醸成

- (a) こどもまんなか機運醸成事業
こども家庭庁の取組である「こどもまんなか応援サポーター」など、子どもが「まんなか」になりうる機運醸成の取組として、県では市町村等と連携し、子ども・子育てにやさしい社会づくりを行うための機運醸成（普及啓発等）を実施する。
- (b) 子どもの意見反映
こども基本法に基づき、県の施策に広く子どもの意見を反映するため、対面やインターネット掲示板などの手法で多様な子どもたちの声を聴く場として「みらい☆トーク」及び「みらい☆キャンパス」を実施している。また、子ども・若者自身の目線で考えた事業提案を募集し、選出されたものについて県が事業化する「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」を実施している。

(1) 今後の取組

引き続き、手ぶらで保育の推進などにより結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うとともに、子育てパーソナルサポートの機能を強化するなど、あたたかいコミュニティの創出に向けた取組や子どもが「まんなか」になりうる機運醸成の取組を実施する。

イ 神奈川県こども目線の施策推進条例について

(7) 令和6年度の取組

平成19年10月に策定した「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」について、当事者目線のこども・子育て支援を推進するため、また、新たに策定された国の子ども施策の基本方針である「こども大綱」の内容に対応するため、改正を行う。

本件は条例の改正であるが、内容が大幅に変更になることから、現行の条例を廃止し、新規に条例を制定する。

(4) 今後の取組

令和6年11月に第3回県議会定例会に条例改正議案を提出しており、令和7年4月に改正条例を施行する。

ウ 「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の策定について

(7) 令和6年度取組

こども基本法において、都道府県は、政府が策定する「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものと規定されていることから、県は子ども・若者施策に関する既存の計画・指針を統合して「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を策定する。

【国の3つの大綱】	【県の子ども・若者施策に関する計画】
少子化社会対策大綱 子どもの貧困対策大綱 子供・若者育成支援推進大綱	神奈川県子どもの貧困対策推進計画 かながわ子ども・若者支援指針 かながわ子どもみらいプラン
↓ (統合)	↓ (統合)
「こども大綱」の策定	「かながわ子ども・若者みらい計画」(仮称)の策定

(4) 今後の取組

「子ども・若者施策審議会」で審議を行いながら、「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の策定を行う。

エ 子どもの貧困

(7) 令和6年度取組

a 子どもの居場所ポータルサイト

地域で支援活動を行うNPO等が活用できる助成金、「子ども食堂を始めるには」等のセミナーなどのサポート情報をまとめた、子どもの居場所ポータルサイト「かながわスマイルテーブル」の運営を通じ、子どもの貧困、子どもの居場所への理解と支援に向けた機運醸成を図った。

b 子ども食堂支援

物価高騰等により財政面で困難を抱える子ども食堂の運営者に協力金を支給し、子ども食堂の活動継続を支援するとともに、オンライン交流会を実施することで県域における活動団体のネット

ワーク化を支援した。また、令和5年度より上記2事業の実施に加え、県域の中間支援団体に、寄付を希望する企業とのマッチングを調整する「マッチングコーディネーター」を配置し、寄付物品の受入れにかかる物流、保管場所等の課題解決を図り、子ども食堂の持続可能な体制づくりを推進した。

c 子どもの生活状況調査

見えない貧困と言われている「子どもの貧困」の、神奈川県における実態を把握し、計画改定や必要な施策立案につなげるため、子どもの生活状況調査を行った。

(1) 今後の取組

引き続き、子どもの居場所ポータルサイトを通じた子ども支援の情報発信や、子ども食堂運営団体のネットワーク化や持続化の支援を行うとともに、子どもの生活状況調査により把握した子どもの実態を、必要な施策の展開に生かしていく。

オ ひきこもりについて

(7) 令和6年度取組

a ひきこもり等青少年相談事業

ひきこもり等の当事者や家族を支援するため「ひきこもり地域支援センター」で電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームによる伴走支援を行う市町村等の支援及び、市町村と連携した居場所づくりを実施した。また、SNS相談を行うほか、県内のひきこもり相談窓口を周知するため、インターネット広告を実施した。

b メタバースを活用した社会参加支援

ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、他者と交流可能な居場所を仮想空間（メタバース）上に設置し、外出せずに気軽に参加できるイベントの実施及びこまりごと相談を行った。

(1) 今後の取組

引き続き、「ひきこもり地域支援センター」による相談支援を行うとともに、身近に相談できる環境を提供するため、SNSを活用した相談を実施する。

また、ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、メタバース内に交流の場や相談窓口を設置する。

カ 障がいのある子ども

(7) 令和6年度 of 取組

a 医療的ケア児等への支援

医療的ケア児やその家族等の身近な地域での相談先として、県内5か所で「かながわ医療的ケア児支援センター」の地域相談窓口（ブランチ）を運営した。

b 聴覚障がい児への支援

神奈川県聴覚障害者福祉センターに、聴覚障がい児支援の中核機能を設置し、早期支援のための事業を実施した。

(1) 今後の取組

引き続き、「かながわ医療的ケア児支援センター」の地域相談窓口（ブランチ）での相談支援や、聴覚障がい児支援の中核機能における相談支援、家族教室等を実施し、医療的ケア児や聴覚障がい児等への支援を行う。

キ 在留外国人の子ども

(7) 令和6年度 of 取組

「多言語支援センターかながわ」や外国籍県民相談窓口において、子育て支援などの生活に関する問合せに多言語で対応した。

また、公益財団法人かながわ国際交流財団が行う、保育士等を対象にした子育て支援に関する研修の開催を支援した。

(1) 今後の取組

従来の取組を継続実施する。

ク 地域の子育て支援

(7) 令和6年度 of 取組

地域における幼児教育の中心的役割を担う私立幼稚園等が、地域の実情に応じた子育て支援のさらなる充実に向けて、子育て支援機能の向上を図り子育て世帯の孤独感、不安感の解消を目指し実施する事業に対して補助した。

(4) 今後の取組

引き続き、幼稚園等が実施する子育て支援事業に対して、補助を行い、各地域における子育て課題の把握に努める。

(3) 少子化の現状

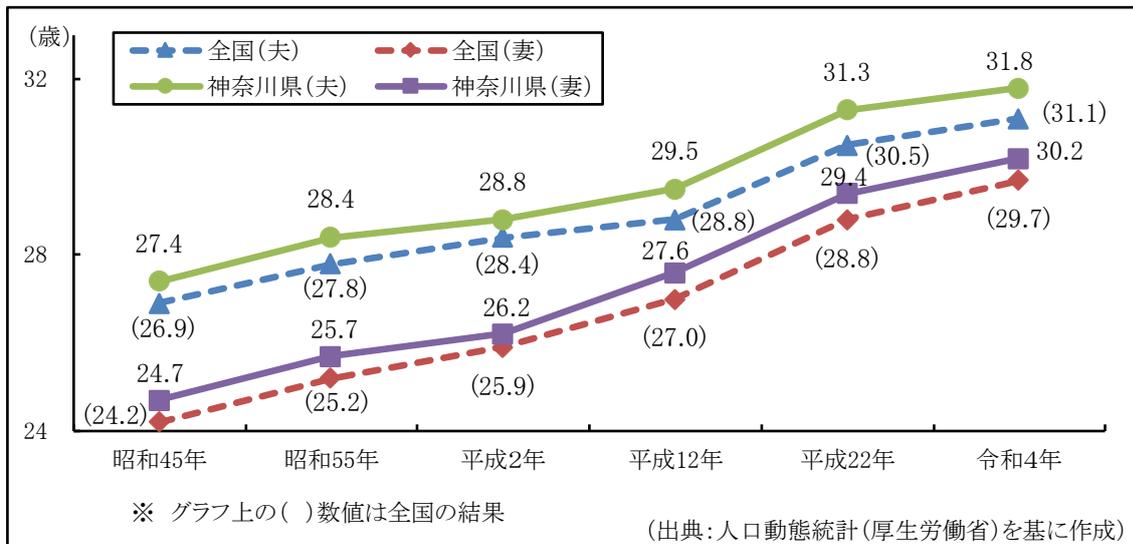
ア 結婚にかかる現状

(7) 晩婚化・未婚化の進行

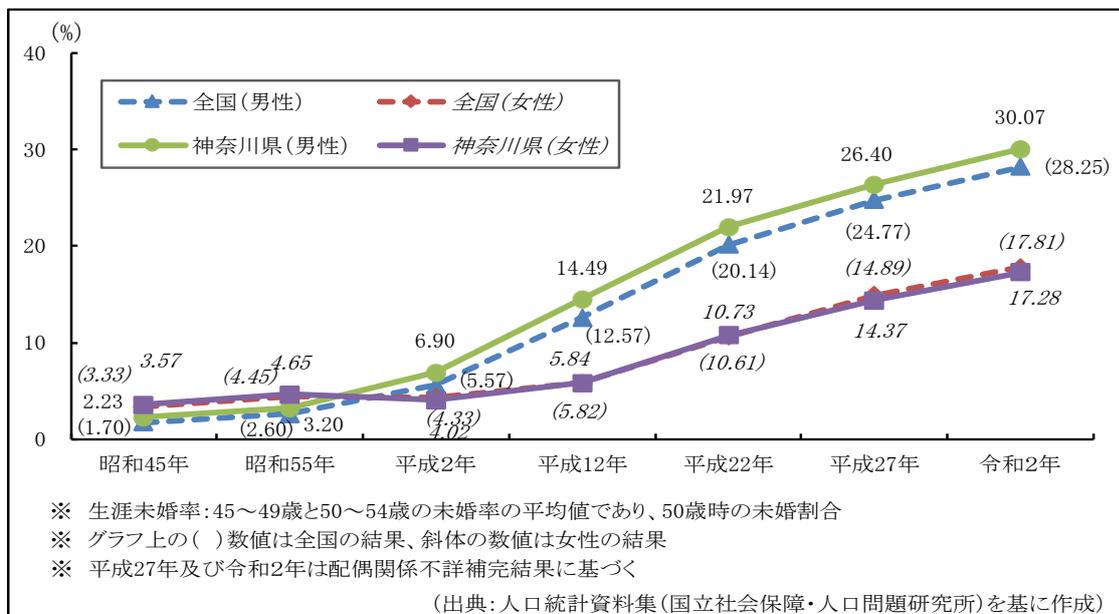
本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行している。

また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も全国の傾向と同様に増加しており、昭和45年から令和2年の50年間で男性は約14倍に、女性は約5倍に増えている。

■ 平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■ 生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）



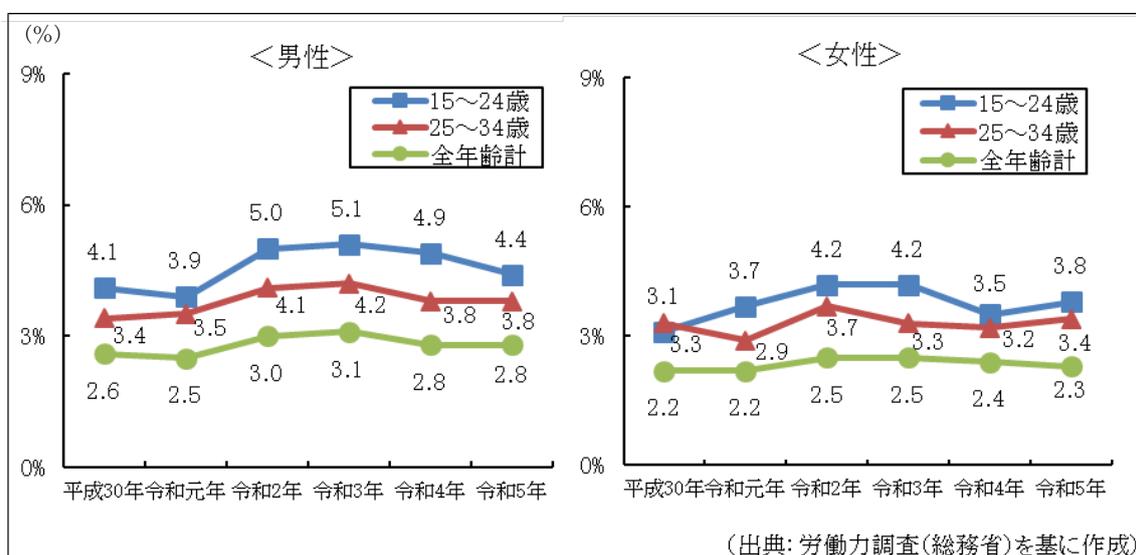
(イ) 若年者の就業状況

全国の若年者（15～34歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準になっており、令和3及び4年は感染症拡大の影響が依然として残る中で低下したものの、令和5年においては、女性の若年者では失業率の上昇がみられた。

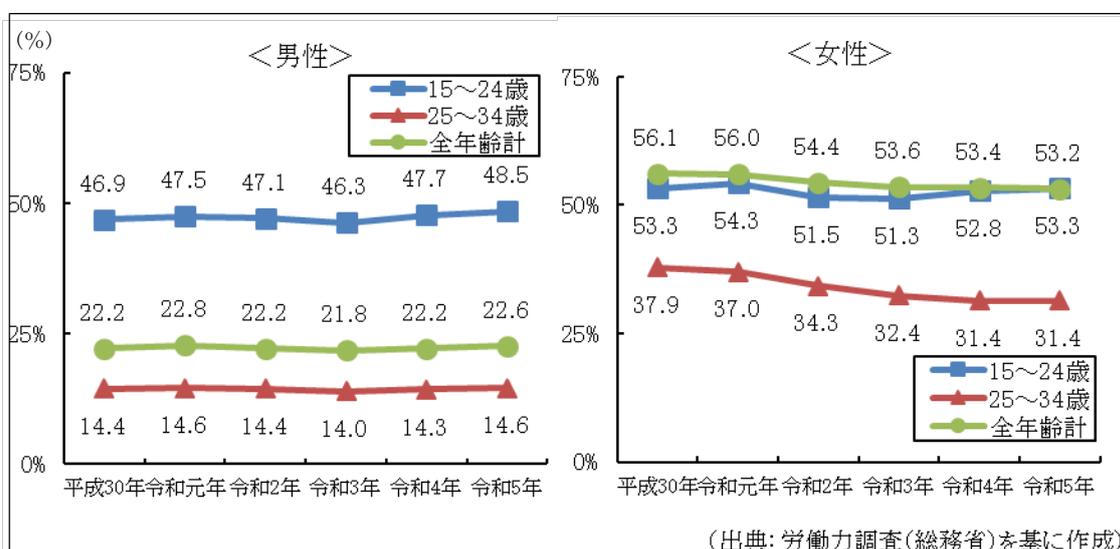
また、非正規雇用割合は、近年概ね横ばいで推移しているが、25～34歳の女性でやや低下傾向がみられる。

さらに、令和4年の所得分布を平成14年と比べると、20歳代では250万円未満の割合が減少し、30歳代では400万円未満の割合が増加している。

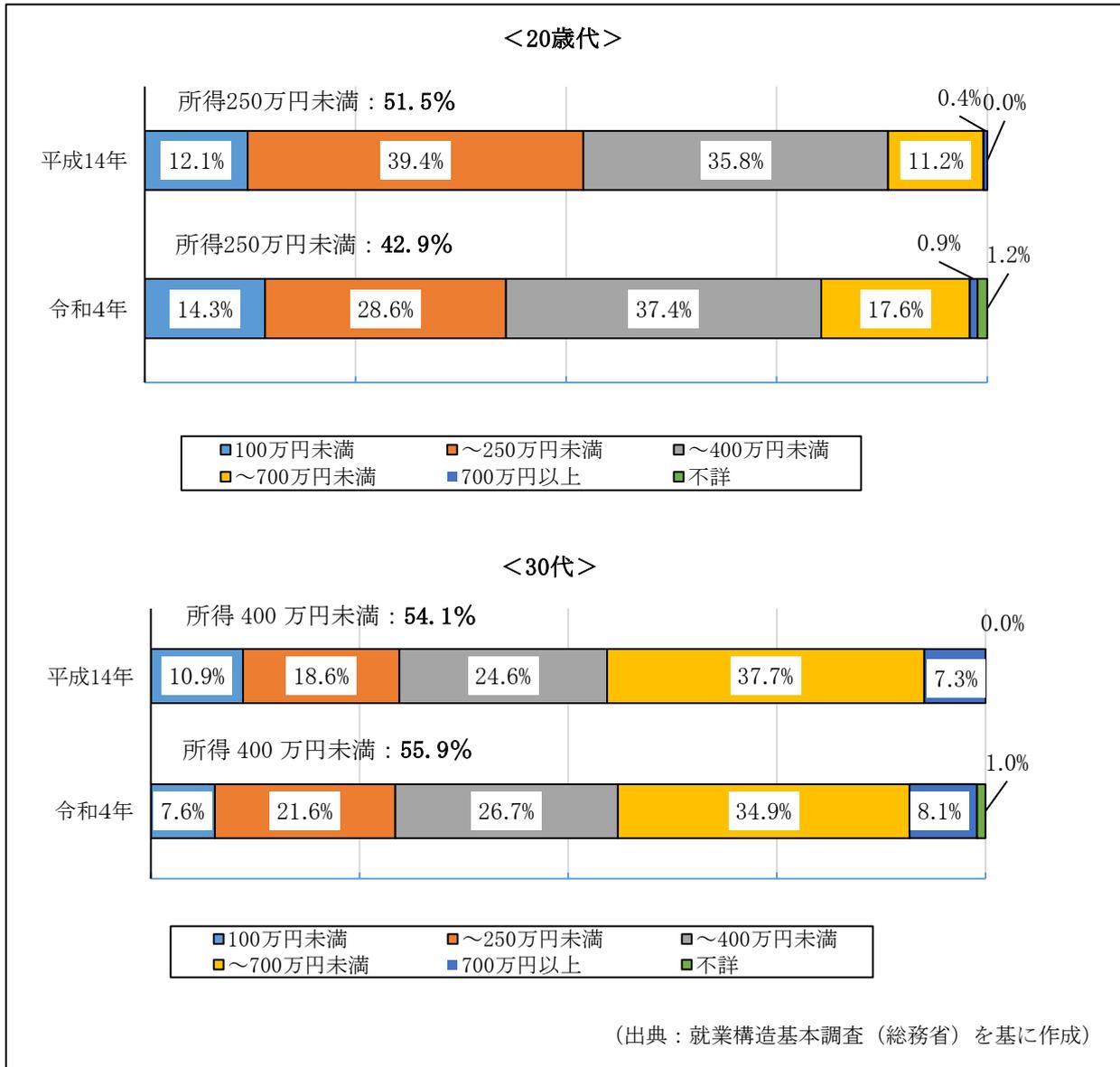
■ 若年者の完全失業率の推移（全国）



■ 若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



■ 20歳代・30歳代の所得分布（全国、雇用者のみ）



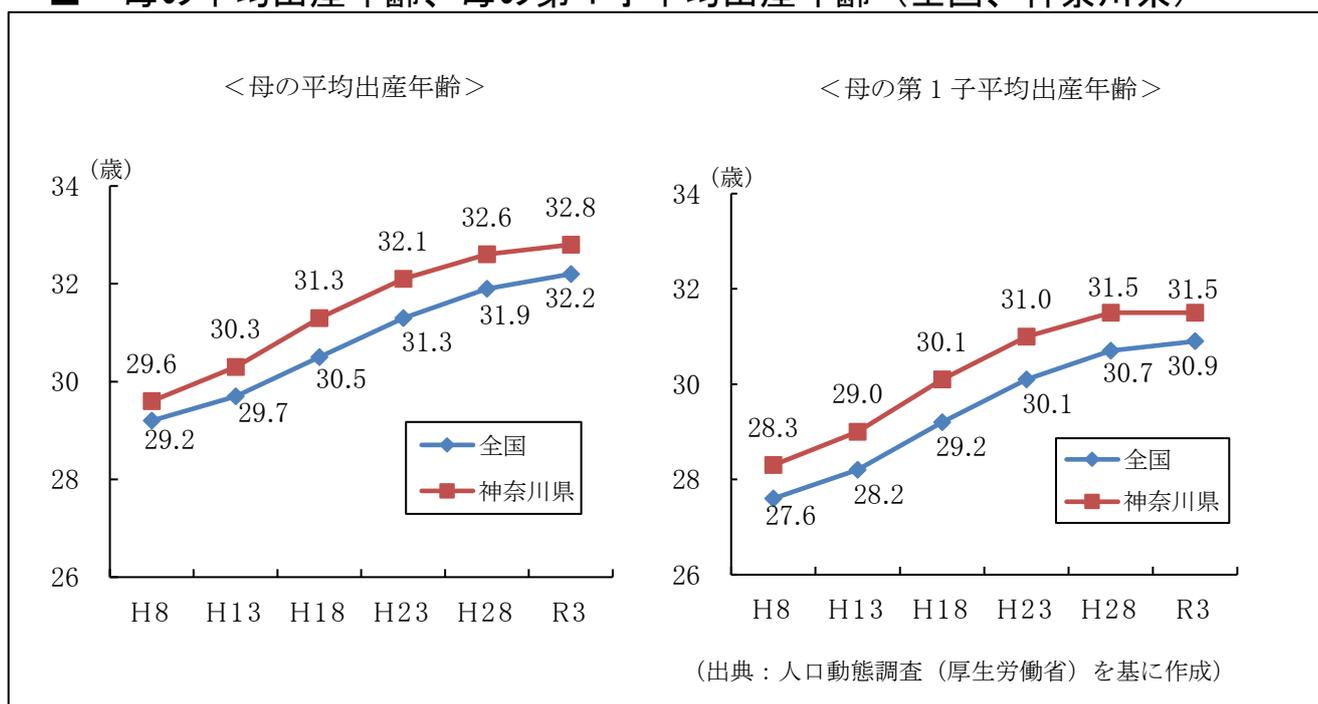
イ 妊娠・出産にかかる現状

(7) 出産年齢の高齢化と不妊治療

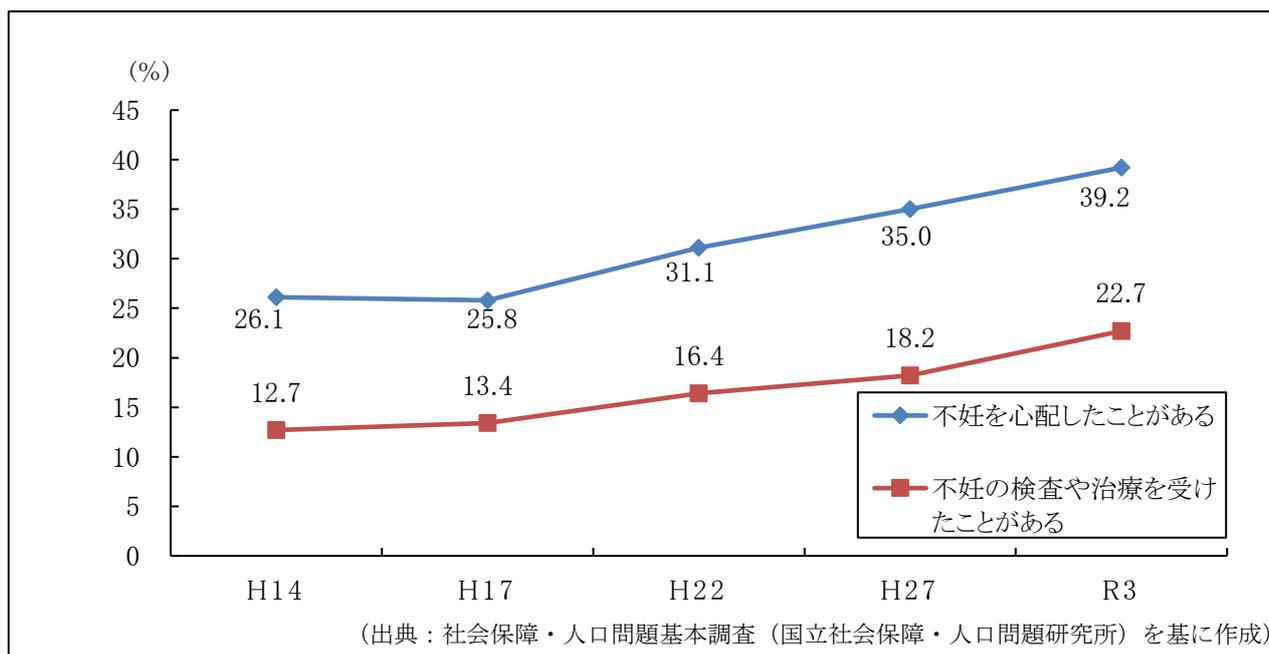
全国的に出産年齢が上昇する中、神奈川県では、母の平均出産年齢、母の第1子平均出産年齢は全国と比較して高くなっており、晩産化が進んでいる。

また、不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は全国的に上昇傾向にあり、令和3年は22.7%で夫婦の4.4組に1組の割合となる。

■ 母の平均出産年齢、母の第1子平均出産年齢（全国、神奈川県）



■ 不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合（全国）



(4) 周産期救急医療体制の整備・充実

a 出生数

県の出生数は、平成25年に74,320人だったが、令和5年には53,991人となっており、減少傾向にある。

■ 出生数（神奈川県）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
出生数（人）	74,320	72,997	73,476	70,649	68,133	66,564	63,035	60,865	58,836	56,498	53,991

（出典）人口動態調査（厚生労働省）

b 母親の年齢別出生数

母親の年齢別出生数から、35歳以上の割合を見ると、横ばい傾向にある。しかしながら、令和4年度から開始された不妊治療の保険適用にともない、今後ふたたび35歳以上の割合が変動する可能性がある。

■ 母親の年齢別出生数（神奈川県）

年	総数	35歳未満						35歳以上						不詳	
		15歳未満	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35歳未満		35-39歳	40-44歳	45-49歳	50歳以上	35歳以上		
							件数	割合					件数		割合
H12	82,906	3	1,033	8,238	30,747	31,638	71,659	86.4%	10,115	1,101	29	0	11,245	13.6%	2
H17	76,196	5	880	6,869	21,806	31,433	60,993	80.0%	13,478	1,674	50	1	15,203	20.0%	0
H22	78,077	1	765	5,921	19,542	29,722	55,951	71.7%	18,903	3,145	76	2	22,126	28.3%	0
H27	73,476	1	685	4,641	16,736	27,733	49,796	67.8%	19,020	4,540	117	3	23,680	32.2%	0
H28	70,649	3	598	4,447	15,891	26,461	47,400	67.1%	18,415	4,702	128	4	23,249	32.9%	0
H29	68,133	3	524	4,416	15,371	25,773	46,087	67.6%	17,397	4,507	141	1	22,046	32.4%	0
H30	66,564	5	474	4,386	14,985	24,879	44,729	67.2%	17,292	4,379	161	3	21,835	32.8%	0
H31/R1	63,035	3	436	4,004	14,475	23,253	42,171	66.9%	16,370	4,329	165	0	20,864	33.1%	0
R2	60,865	2	393	3,800	14,416	22,545	41,156	67.6%	15,507	4,041	155	6	19,709	32.4%	0
R3	58,836	0	322	3,200	13,588	21,982	39,092	66.4%	15,541	4,055	147	1	19,744	33.6%	0
R4	56,498	1	233	2,776	13,317	21,385	37,712	66.7%	14,738	3,898	137	13	18,786	33.3%	0
R5	53,991	1	257	2,468	12,411	20,768	35,905	66.5%	13,983	3,938	147	18	18,086	33.5%	0

（出典）人口動態調査（厚生労働省）

ｃ 体重別出生数

低出生体重児及び極(超)低出生体重児の出生割合は、横ばい傾向にある。

■ 体重別出生数（神奈川県）

年	総数	体重別出生数												2,500g以上	不詳
		500g未満		超低出生		1,000－1,499g		極低出生		1,500－2,000g		低出生			
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
H12	82,906	12	176	188	0.23%	318	506	0.61%	902	5,824	7,232	8.72%	75,666	8	
H17	76,196	19	212	231	0.30%	322	553	0.73%	948	5,769	7,270	9.54%	68,913	13	
H22	78,077	18	218	236	0.30%	360	596	0.76%	885	6,027	7,508	9.62%	70,555	14	
H27	73,476	17	190	207	0.28%	276	483	0.66%	823	5,636	6,942	9.45%	66,529	5	
H28	70,649	16	189	205	0.29%	272	477	0.68%	868	5,349	6,694	9.48%	63,945	10	
H29	68,133	25	173	198	0.29%	284	482	0.71%	798	5,240	6,520	9.57%	61,604	9	
H30	66,564	32	200	232	0.35%	280	512	0.77%	788	4,900	6,200	9.31%	60,349	15	
H31/R1	63,035	22	167	189	0.30%	282	471	0.75%	757	4,737	5,965	9.46%	57,061	9	
R2	60,865	20	131	151	0.25%	207	358	0.59%	712	4,421	5,491	9.02%	55,366	8	
R3	58,836	21	173	194	0.33%	288	482	0.82%	676	4,208	5,366	9.12%	53,462	8	
R4	56,498	16	147	163	0.29%	233	396	0.70%	678	4,257	5,331	9.44%	51,160	7	
R5	53,991	16	140	156	0.29%	240	396	0.73%	648	4,177	5,221	9.67%	48,762	8	

(出典) 人口動態調査(厚生労働省)

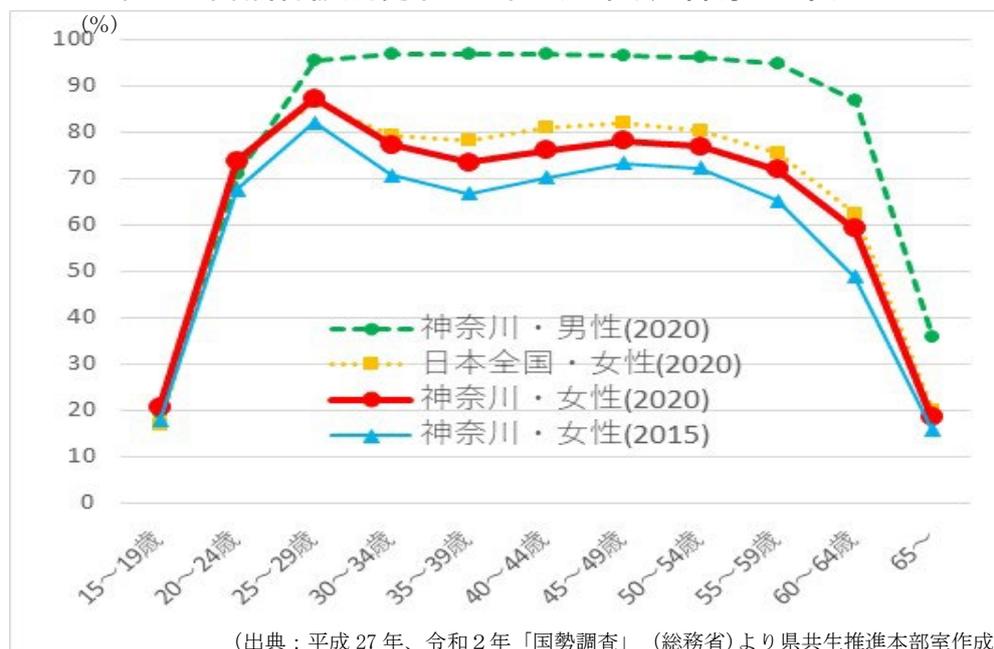
ウ 仕事と子育ての両立の状況

(7) 女性の就業継続等の状況

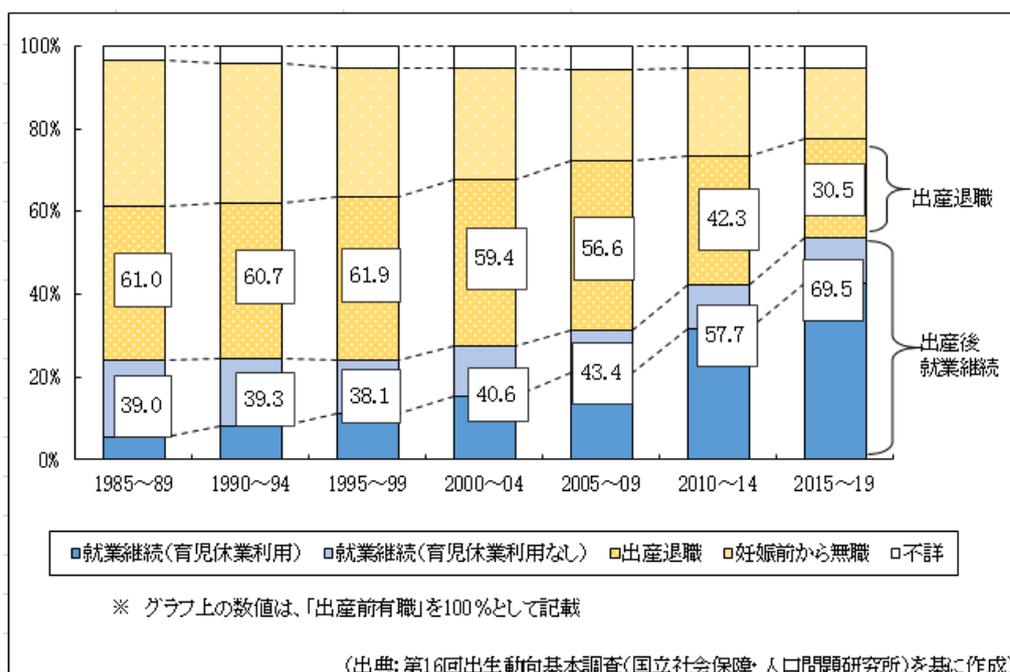
日本の女性の労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いている。本県を含め、全国的に、近年M字カーブは改善傾向にあるものの、M字カーブの底の値である35歳から39歳の女性の労働力率は全国と比較して低い状況が続いている。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・子育て期にあたる年代の労働力率は増加しているが、約3人に1人が第1子の出産を機に離職している。

■ 女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



■ 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

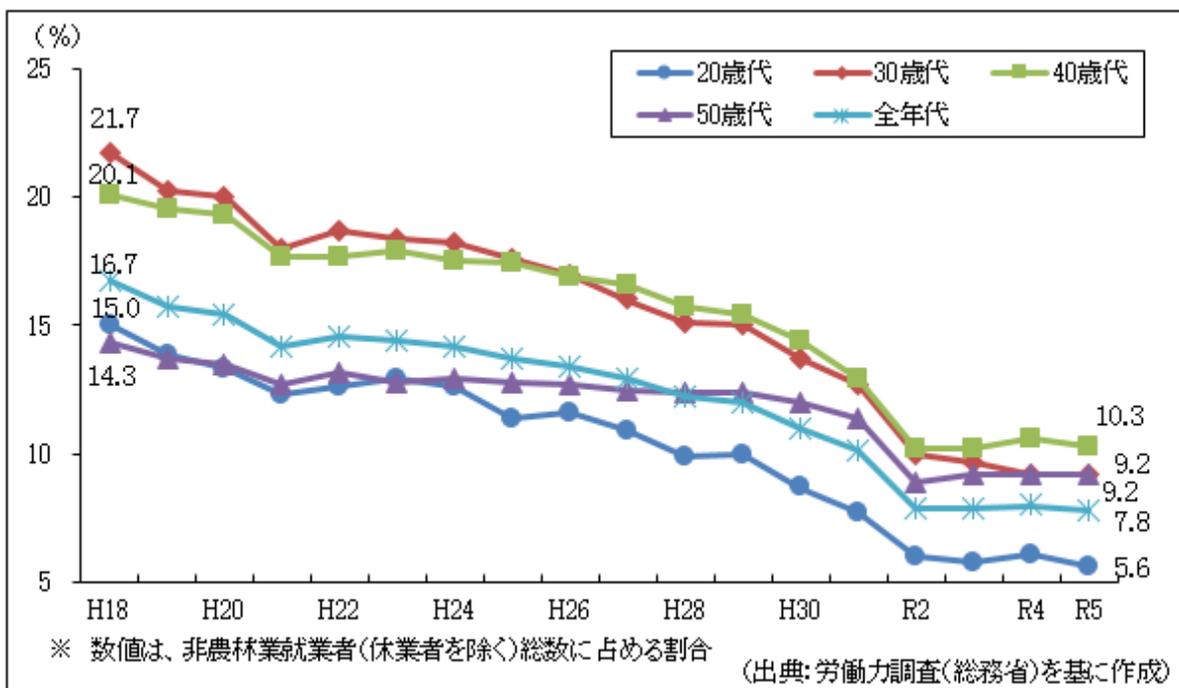


(4) 男性の就業等の現状

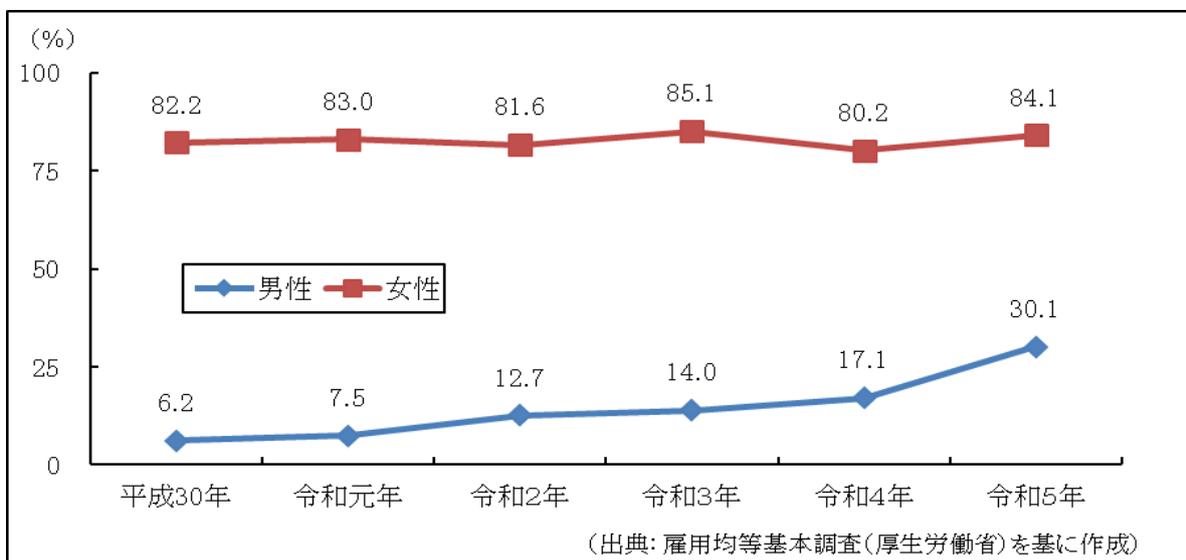
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年概ね減少傾向にあるが、子育て期にある30歳代、40歳代については、令和5年で、それぞれ9.2%、10.3%となっており、他の年齢層に比べて高い水準となっている。

男性の育児休業取得率は、平成30年度の6.2%から令和5年度には30.1%となり、上昇傾向にあるが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じている。

■ 就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



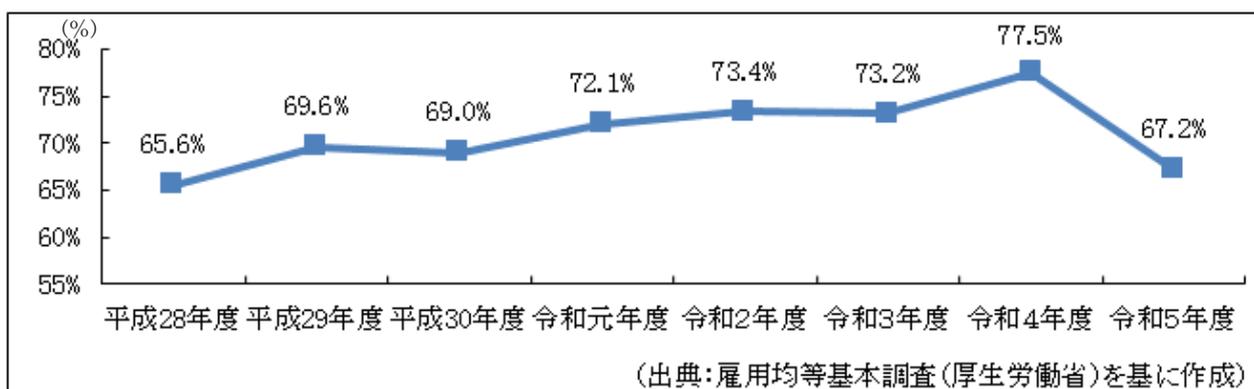
■ 育児休業取得率の推移（全国）



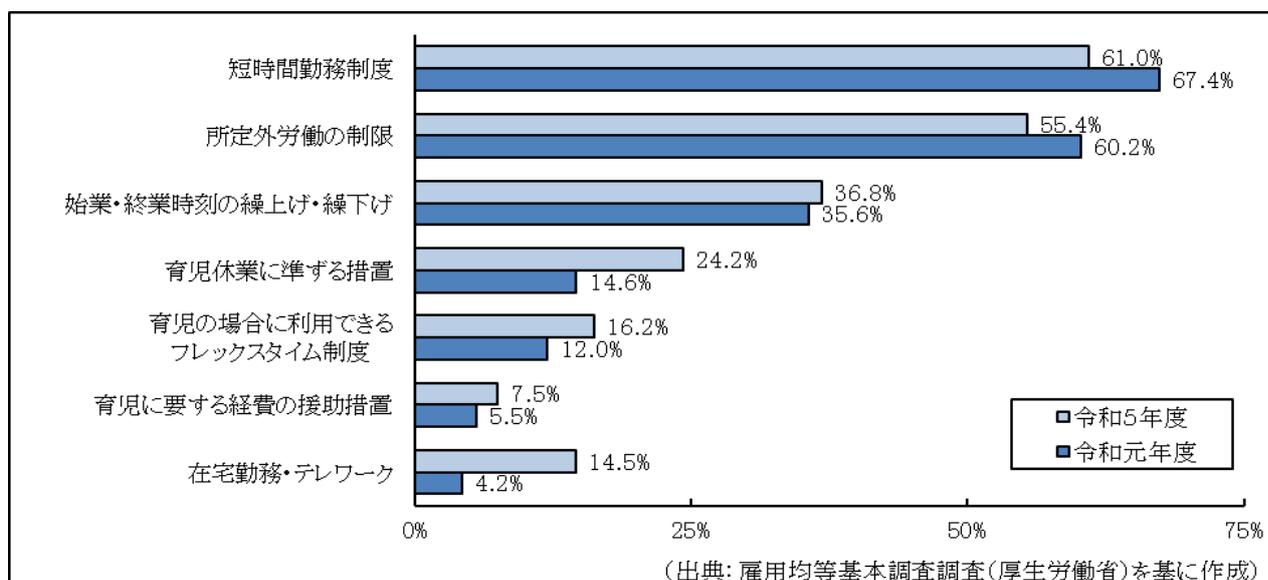
(ウ) 企業による取組の状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和5年度で67.2%となっており、各種制度の導入状況を見ると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっている。

■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



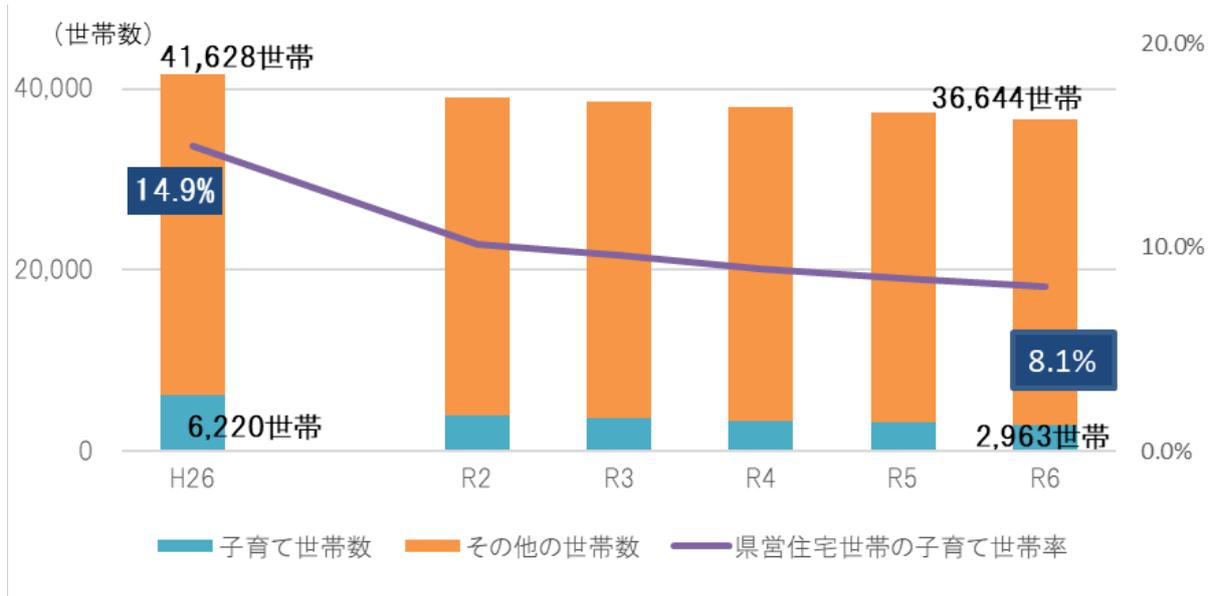
■ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）



エ 県営住宅における子育て世帯の現状

県営住宅の子育て世帯（義務教育終了前の子どもと同居し、扶養している世帯）の割合は、令和6年4月1日時点で約8.1%であり、減少傾向が続いている。

■ 県営住宅における子育て世帯の推移

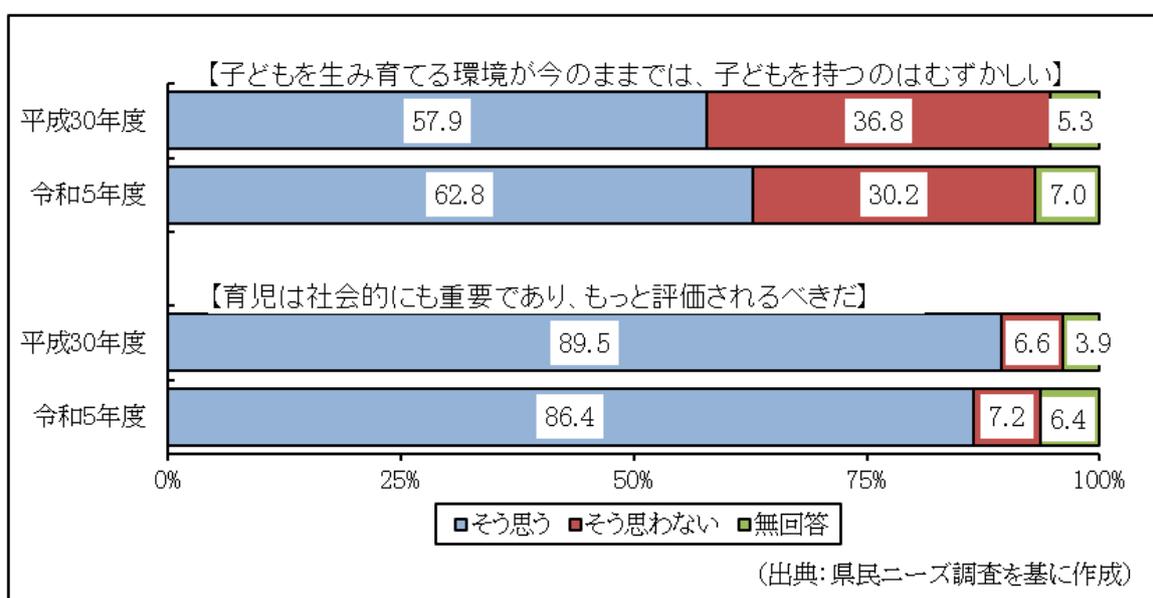


オ 機運醸成について

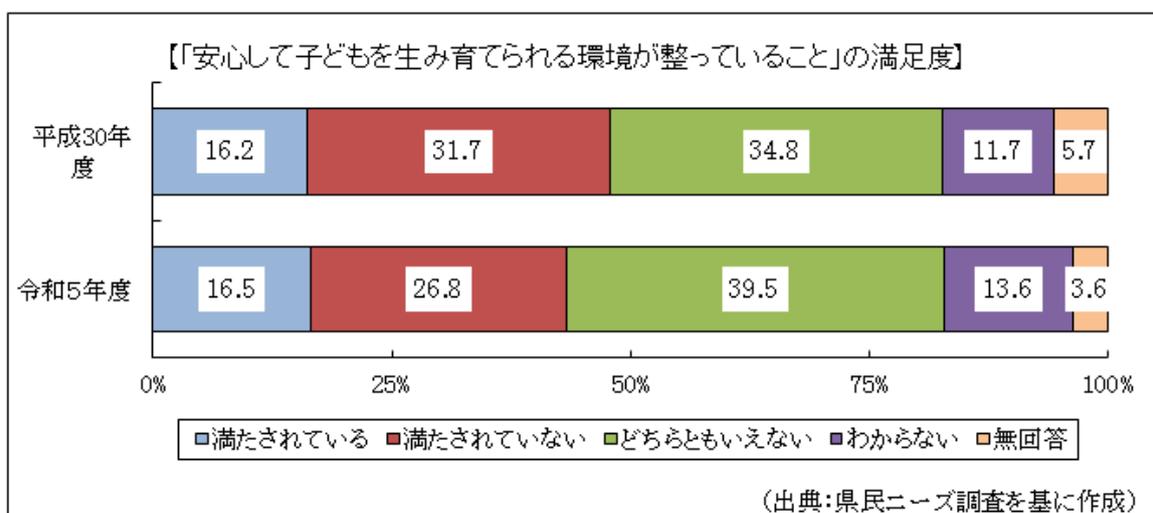
令和5年度実施の県民ニーズ調査によると、「子どもを生き育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」という設問について、「そう思う」と回答した人の割合は62.8%と全体の6割以上になっているとともに、8割以上の方が「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ」と考えている。

また、「安心して子どもを生き育てられる環境が整っていること」の満足度では、「満たされている」と回答した人の割合は16.5%となり、2割を下回っている。

■ 県民ニーズ調査（生活意識）



■ 県民ニーズ調査（くらしの満足度）



(4) 少子化対策に係る取組

ア 結婚にかかる支援

(7) 令和6年度取組

a 晩婚化・未婚化の進行

結婚に向けた機運醸成を図るため、市町村等と連携した婚活イベントを開催するとともに、結婚支援コンシェルジュを配置し、市町村等の結婚支援の取組について助言を行った。

また、マッチングアプリ事業者と連携し、利用促進に資する取組及びアプリの安全対策を恋カナ！サイトで紹介するなど、婚活への最初の一步を支援した。

さらに、結婚に対する経済的不安を軽減し、若年層の結婚を後押しするため、結婚新生活支援事業費補助制度を創設し、結婚に伴う新生活に係る費用について市町村と一体となって支援した。

b 若年者の就業支援

若年者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、国の機関である併設ハローワークと連携し、キャリアカウンセリング、就職支援セミナーやグループワーク、就職情報・職業訓練情報の提供を行っている。

(1) 今後の取組

a 晩婚化・未婚化の進行への対策

引き続き、市町村等と連携した婚活イベントの開催及び結婚支援コンシェルジュによる市町村等への支援を行う。

また、連携するマッチングアプリ事業者とアプリの利用に関するセミナーを開催するなど、安全な利用を促進するための取組を行う。

さらに、結婚新生活支援事業制度未活用の市町に制度利用を促し、より多くの若い世代の結婚を後押しする。

b 若年者の就業支援

「かながわ若者就職支援センター」において、引き続き、国のハローワークと連携しながらキャリアカウンセリング等を実施することで、若年者のニーズに対応した、きめ細かな就業支援を推進していく。

イ 妊娠・出産にかかる支援

(7) 令和6年度の取組

a 不妊治療支援とプレコンセプションケアの推進

不妊治療のうち保険適用外となる治療(先進医療分)に対して、市町村と連携して治療費用の一部の補助を実施。また、現在の治療の必要性や、今後の治療等について悩む人を対象に平成16年度から「不妊・不育専門相談センター」を設置し、専門の医師、臨床心理士、助産師による専門相談を実施している。

さらに、出産年齢の高齢化によるリスク等を10代などの若い男女が、正しく理解して日常生活や健康に向き合う「プレコンセプションケア(以下「プレコン」という。)」を推進するため、プレコンサイト「丘の上のお医者さん」の機能強化、産婦人科医・助産師によるオンライン相談、出前講座の拡充による普及啓発を実施。

b 周産期救急医療体制の整備・充実

ハイリスク妊婦に対して、医療機関等の協力を得て「県周産期救急医療システム」を運用し、機能別に位置づけた「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」を中心に、分娩時の予期できない急変等に対応し、ハイリスク妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保している。

また、「県周産期救急医療情報システム」を運用し、県周産期救急医療システム受入病院へ、産科合併症以外の精神疾患等の合併症を有する妊婦が救急搬送された際、迅速に対応可能な病院を検索できるように配慮している。

加えて、県民が居住地を問わず安心して出産ができる環境を整備するため、産科医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行っている。

(4) 今後の取組

a 不妊治療支援とプレコンセプションケアの推進

希望する人が安心して妊娠・出産できる環境整備を図るため、不妊治療のうち保険適用外となる治療(先進医療分)費用の補助と不妊・不育専門相談センター、プレコンセプションケアの推進を引き続き行う。

b 周産期救急医療体制の整備・充実

引き続き、県周産期救急医療システムの円滑な運用を推進し、周産期救急患者に適切な医療を提供していくとともに、総合的な周産期医療体制の整備・推進に向け、周産期医療協議会において協議を行っていく。

また、県民が居住地を問わず安心して出産ができる環境を整備するため、引き続き、産科医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行う。

ウ 仕事と子育ての両立支援

(7) 令和6年度の取組

仕事と育児の両立等に向けた職場環境整備に取り組む中小企業等に対し、奨励金を交付している。

また、企業等の経営層向けに、男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」の促進を目的とした「経営層向けダイバーシティ推進セミナー」を開催した。

(イ) 今後の取組

ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍を推進し、一人ひとりが生き生きと働くことができるよう、男女ともに仕事と育児等を両立できる職場環境の整備を促していく。

また、引き続き、企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義及び重要性を伝え、仕事と子育ての両立支援を促進していく。

エ 県営住宅における子育て世帯支援

(7) 令和6年度の取組

住宅に困窮する子育て世帯が、経済的な負担を抑えながら安心して子育てを行えるよう、子育て世帯向け住宅の募集の拡充や、子どもの居場所づくりに意欲のあるNPO法人等へ活動場所の提供を行っている。

(イ) 今後の取組

引き続き、子育て世帯向け住宅の募集を拡充や、子どもの居場所づくりに意欲のあるNPO法人等へ活動場所の提供を行う。

オ 機運醸成について

(ア) 令和6年度の取組

県内企業等が取り組む「こどもまんなかアクション」を募集し、県ホームページにおいて事例集として情報発信を行っていく。

【募集した取組分野】

- ①居場所づくり・こども食堂、②共生社会(インクルーシブ社会)、
- ③こども・子育て応援、④こども・若者主体のアクション、
- ⑤ 体験型等こどもの育ち応援、⑥共働き・子育て

(イ) 今後の取組

引き続き、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」を実現するため、主要公共交通機関のデジタル広告等を活用した広報・広告配信を行い、子育て支援に関する新たな取組等について、総合的な普及啓発及び機運醸成を行う。

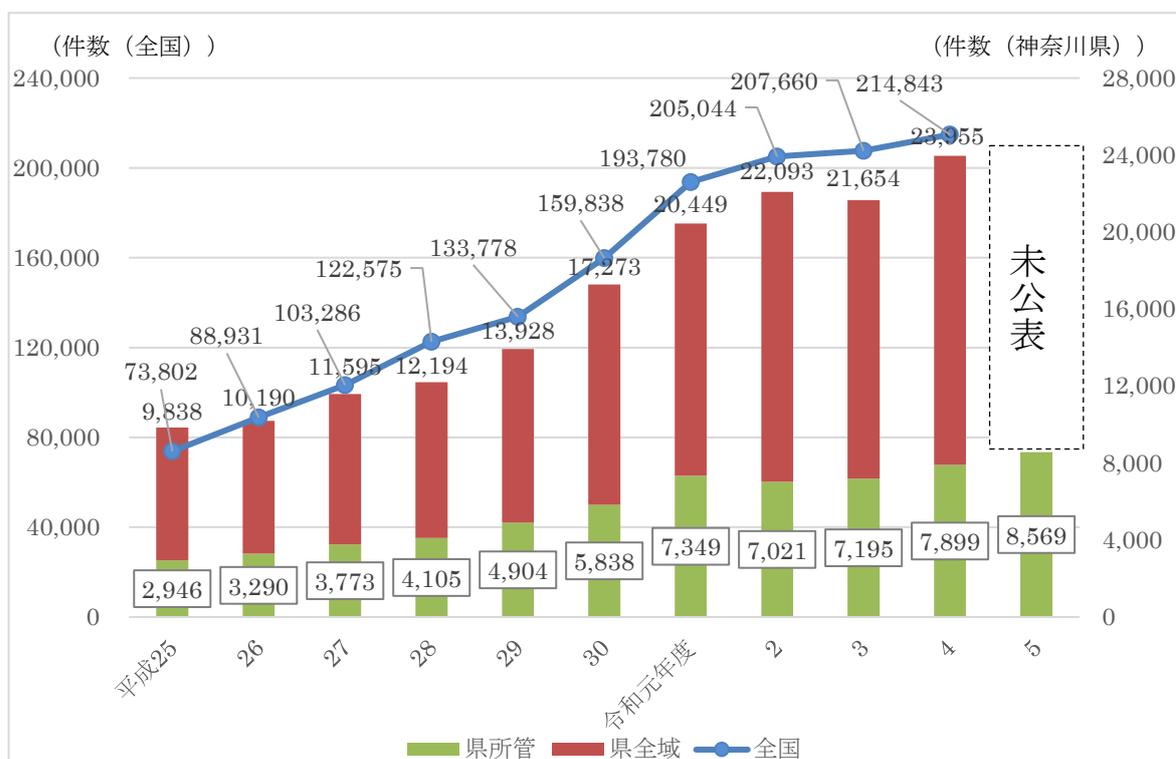
2 児童虐待について

(1) 児童虐待相談対応件数の状況

児童虐待の相談対応件数は、全国的に依然として増加傾向にあり、本県においても令和5年度は8,569件（県所管域分のみの速報値）と高い数値となっている。

相談受付件数は、心理的虐待が最も多く、次いで保護の怠慢・拒否（ネグレクト）、身体的虐待となっている。また、「年齢別」では、幼児と小学生が全体の7割弱を占め、「相談経路別」では警察が約4割と最も多く、「主な虐待者」は実父と実母を合わせると約95%となっている。

■児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移 （全国、神奈川県（県全域、県所管域※））



■児童虐待相談受付件数の推移（内容別）（県所管域）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	1,248件 (18.6%)	1,128件 (18.1%)	1,200件 (17.8%)	1,255件 (17.2%)	1,253件 (16.8%)
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	1,219件 (18.2%)	1,100件 (17.7%)	1,198件 (17.8%)	1,424件 (19.5%)	1,503件 (20.2%)
心理的虐待	4,192件 (62.5%)	3,966件 (63.6%)	4,292件 (63.7%)	4,560件 (62.6%)	4,627件 (62.1%)
性的虐待	45件 (0.7%)	37件 (0.6%)	52件 (0.8%)	51件 (0.7%)	66件 (0.9%)
計	6,704件 (100%)	6,231件 (100%)	6,742件 (100%)	7,290件 (100%)	7,449件 (100%)

■年齢別件数の推移（県所管域）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児（0才児）	440件 (6.6%)	457件 (7.3%)	461件 (6.8%)	516件 (7.1%)	473件 (6.3%)
幼児	2,316件 (34.5%)	2,138件 (34.3%)	2,350件 (34.9%)	2,478件 (34.0%)	2,402件 (32.2%)
小学生	2,380件 (35.5%)	2,094件 (33.6%)	2,226件 (33.0%)	2,418件 (33.2%)	2,617件 (35.1%)
中学生	974件 (14.5%)	988件 (15.9%)	1,072件 (15.9%)	1,144件 (15.7%)	1,163件 (15.6%)
中学卒業以上	594件 (8.9%)	554件 (8.9%)	633件 (9.4%)	734件 (10.1%)	794件 (10.7%)
計	6,704件 (100%)	6,231件 (100%)	6,742件 (100%)	7,290件 (100%)	7,449件 (100%)

■経路別件数の推移（県所管域）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族・親戚	804件 (12.0%)	915件 (14.7%)	1,017件 (15.1%)	1,072件 (14.7%)	1,094件 (14.7%)
近隣・知人	964件 (14.4%)	816件 (13.1%)	986件 (14.6%)	880件 (12.1%)	888件 (11.9%)
子ども本人	60件 (0.9%)	102件 (1.6%)	154件 (2.3%)	123件 (1.7%)	146件 (2.0%)
福祉事務所・ 町村役場	408件 (6.1%)	373件 (6.0%)	405件 (6.0%)	466件 (6.4%)	512件 (6.9%)
児童委員	7件 (0.1%)	12件 (0.2%)	8件 (0.1%)	7件 (0.1%)	5件 (0.1%)
保健機関	12件 (0.2%)	30件 (0.5%)	15件 (0.2%)	12件 (0.2%)	36件 (0.5%)
医療機関	112件 (1.7%)	125件 (2.0%)	177件 (2.6%)	178件 (2.4%)	164件 (2.2%)
児童福祉施設等	89件 (1.3%)	77件 (1.2%)	62件 (0.9%)	112件 (1.5%)	86件 (1.2%)
警察	3,032件 (45.2%)	2,643件 (42.4%)	2,776件 (41.2%)	3,117件 (42.8%)	2,990件 (40.1%)
学校等	681件 (10.2%)	676件 (10.8%)	626件 (9.3%)	723件 (9.9%)	916件 (12.3%)
他の児童相談所	430件 (6.4%)	375件 (6.0%)	400件 (5.9%)	470件 (6.4%)	468件 (6.3%)
その他	105件 (1.6%)	87件 (1.4%)	116件 (1.7%)	130件 (1.8%)	144件 (1.9%)
計	6,704件 (100%)	6,231件 (100%)	6,742件 (100%)	7,290件 (100%)	7,449件 (100%)

■主な虐待者別件数の推移（県所管域）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実父	2,820件 (42.1%)	2,710件 (43.5%)	2,935件 (43.5%)	3,173件 (43.5%)	3,218件 (43.2%)
実父以外の父	217件 (3.2%)	304件 (4.9%)	297件 (4.4%)	322件 (4.4%)	270件 (3.6%)
実母	3,512件 (52.4%)	3,062件 (49.1%)	3,386件 (50.2%)	3,659件 (50.2%)	3,822件 (51.3%)
実母以外の母	30件 (0.4%)	20件 (0.3%)	19件 (0.3%)	32件 (0.4%)	29件 (0.4%)
その他	125件 (1.9%)	135件 (2.2%)	105件 (1.6%)	104件 (1.4%)	110件 (1.5%)
計	6,704件 (100%)	6,231件 (100%)	6,742件 (100%)	7,290件 (100%)	7,449件 (100%)

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計、値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。

(2) 一時保護の状況（県所管域）

令和5年度の一時保護の状況は、一時保護件数が過去5年間で最も多くなっている。また、一時保護所の延べ日数、1人当たり平均保護日数、施設や里親等への一時保護した委託数についても同様に、過去5年間で最も多くなっている。

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時保護件数（A+B）	1,557件	1,243件	1,445件	1,533件	1,588件
A 一時保護所	949件	797件	835件	895件	917件
延べ日数	27,126日	25,727日	28,217日	33,656日	34,534日
1人当たり平均保護日数	28.6日	32.3日	33.8日	37.6日	37.7日
B 一時保護委託	608件	446件	610件	638件	671件

※令和5年度は、速報値

(3) 児童相談所の体制強化（県所管域）

ア 児童相談所職員の体制強化

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司等専門職の増員、職員の人材確保・育成等に取り組んでいる。

- ・ 児童福祉司・児童心理司の増員
- ・ 警察官の増員（令和6年4月に2名→3名）
- ・ 職員の研修等人材育成の充実
- ・ 一時保護の司法審査の導入に向けた準備
- ・ 新資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進

■児童福祉司、児童心理司数の推移

	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
児童福祉司数	86	98	125	139	168	188	186	196
児童心理司数	33	33	33	42	55	61	64	75

イ 大和綾瀬地域児童相談所の移転

大和綾瀬地域児童相談所については、令和3年4月に、緊急対応として中央児童相談所（藤沢市内）と同一の建物内に設置し、現在、所管区域である綾瀬市内（旧綾瀬市保健医療センター）への移転に向けて整備を進めている。

＜今後のスケジュール＞

令和6年2月～令和7年8月 工事

令和7年10月 供用開始予定

(4) 市町村等との連携強化の推進（県所管域）

市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」を中心に、様々な関係機関と連携し、市町村のこども家庭センター設置に向けた支援、警察との情報共有システム構築による連携強化、大和市との虐待対応連携協働モデル事業の実施など、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでいる。

(5) 社会的養育及び子どもの権利擁護の推進（県所管域）

ア 里親委託等の推進

(7) 里親制度の普及啓発の取組

里親制度をテーマにした漫画とコラボレーションしたリーフレット等の作成や、ショッピングセンターでのPR活動、里親センターによるオンラインサロンの開催、バス広告など、様々な媒体を活用した普及啓発に取り組んだ。

また、学校法人岩崎学園との連携事業として、横浜保育福祉専門学校の子育て支援士を目指す学生に、里親研修時の里子の保育や、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボンたすきリレー」でのPR等に参加してもらう活動等を実施した。

(4) 里親支援体制の強化

里親支援の拠点である「里親センター」、児童相談所、里親を支援する「家庭養育支援センター」の三者の連携体制を強化して、里親への研修や委託後の養育のサポートなど、里親家庭への支援の充実を図っている。

(ウ) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の設置

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、子どもの自立を支援するもので、令和6年4月、県所管域では初めて設置された。

■里親登録数、里親委託率等の推移

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
里親登録数(組)	211	222	226	241	253	269	304	312
委託児童数(人)	92	103	109	118	130	137	138	145
里親委託率	14.1%	16.0%	16.5%	17.9%	20.5%	21.6%	21.6%	22.4%

イ ケアラーバーへの支援の充実

(ア) 児童養護施設等における児童自立生活援助事業の実施

令和4年の児童福祉法改正に伴い、義務教育終了後の措置解除者等に対して居住場所を提供し、当該住居において、相談や日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を提供する児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化等による対象拡大が行われた。

<事業実施箇所数（令和6年10月1日現在）>

- ・ 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム） 4か所
- ・ 児童自立生活援助事業所Ⅱ型（児童養護施設等） 5か所
- ・ 児童自立生活援助事業所Ⅲ型（里親家庭等） 2か所

(イ) 進学費用等の補助

高等教育の修学支援新制度や、既存の奨学金等の利用ができず、かつ進学を希望するケアラーバー等で、出身施設等や「あすなろサポートステーション」が継続支援計画を作成したケアラーバー等に対して、大学等への初年度納付金を交付するとともに、入学後1年間の生活費用を併せて給付する事業を令和6年度から開始した。

<令和6年度上半期実績（令和6年10月1日現在）>

- ・ 6人

ウ 子どもの権利擁護の推進

(7) 「かながわ子どもの声センター」の設置

県では、令和2年度からモデル事業として「子どもの意見表明支援事業」を実施してきたが、令和4年の児童福祉法改正により、社会的養護が必要な子どもの権利擁護の強化を図ることを目的に「意見表明等支援事業」が新たに法律に位置付けられた。

この法改正を踏まえ、令和6年4月から、子ども家庭課内に「かながわ子どもの声センター」を設置して、「意見表明等支援員」が施設等を訪問して、子ども自身の望みや願いを聞き取り、その内容を支援に反映する取組を実施している。

＜令和6年度上半期実績＞

訪問施設	児童養護施設	14施設	各1回
	児童自立支援施設	1施設	各1回
	児童心理治療施設	1施設	各1回
	一時保護所	3か所	各11回
	その他随時訪問		4回
			計 53回

面接人数	施設入所中の子ども	延べ107人
	一時保護中の子ども	延べ177人
		計 延べ284人

(4) 「施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場」の開催

子どもの意思形成と意思表明の支援及び今後の児童福祉施策の充実につなげることを目的に、施設や里親家庭で暮らす子どもたちの話し合いの場を開催した。

- ・ 開催日 令和6年11月24日（日）13:00～16:00
- ・ 参加人数 県所管の施設や里親家庭等で暮らす子ども 14人
- ・ テーマ 社会的養育推進計画の改定に向けて

エ 神奈川県社会的養育推進計画の改定に向けた取組

(7) 改定の概要

a 改定の趣旨

「子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現」を目指す現行計画の趣旨を継承しつつ、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）及び「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12

日付けこども家庭庁支援局長通知。以下「策定要領」という。)の内容や、現行計画の成果・課題等を踏まえ、計画を改定する。

b 計画の位置付け

県の総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画である。

c 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

d 対象区域

県所管域（政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。）とする。

なお、計画の内容については、県内政令指定都市及び児童相談所設置市と連携・調整して策定する。

(イ) 改定のポイント

a 基本方向

- ・ 社会的養育体制の充実を図り、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指す。
- ・ 子どもを中心として、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が実現できるような取組を子どもの目線に立って進める。
- ・ 子ども一人ひとりに合った養育環境を提供し、子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現する。

b 代替養育の需要量と供給量

里親・ファミリーホームへの委託及び児童養護施設等への入所が必要な子どもの数（需要量）と、里親登録世帯数及び児童養護施設等の定員数（供給量）について、計画期間中の各年度における見込み数を定める。

c 取組みの方向性

- ・ 子どもの権利擁護の推進
- ・ 子どもと家庭を地域で支援する取組の推進
- ・ 家庭と同様の環境における養育の推進
- ・ 社会的養護経験者等の自立支援の推進

d 計画の進捗管理・評価

毎年度、評価指標により実態を把握し、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告する。

(ウ) 今後のスケジュール

令和6年12月	改定計画素案に対するパブリック・コメント
～令和7年1月	の実施
令和7年2月	児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会合同開催）での審議
	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告
3月	児童福祉審議会において改定計画案を報告 計画の改定

(参考) 児童相談所の状況 (6所体制)

	中央	平塚	鎌倉三浦	小田原	厚木	大和綾瀬
所在地	藤沢市	平塚市	横須賀市	小田原市	厚木市	藤沢市
	総合療育 相談センターと同一 建物内	単独庁舎	横須賀オ フサイト センター 内	小田原合 同庁舎内	単独庁舎	中央児相 と同一建 物内
所管 人口 <small>(R6. 4. 1現在)</small>	74万人	58万人	30万人	33万人	54万人	33万人
R 5 虐待相 談受付 件数	1, 824件	1, 456件	577件	881件	1, 736件	975件
職員数 (非常勤含) <small>(R6. 4. 1現在)</small>	96人	120人	45人	50人	124人	89人
所管 区域	藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町	厚木市 海老名市 座間市 愛川町 清川村	大和市 綾瀬市

3 いじめ・不登校対策について

(1) 令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

ア 調査の概要

(ア) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

(イ) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校^{※1}、中等教育学校^{※2}、高等学校及び特別支援学校の全校

※1 義務教育学校の1学年から6学年までは「小学校」に、7学年から9学年までは「中学校」に含む。

※2 中等教育学校の前期課程は「中学校」に、後期課程は「高等学校」に含む。

(ウ) 調査の流れ

令和5年度の状況について、各学校が調査項目に回答し、各公立学校分は県教育委員会が、各私立学校分は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

イ 公立学校の調査結果

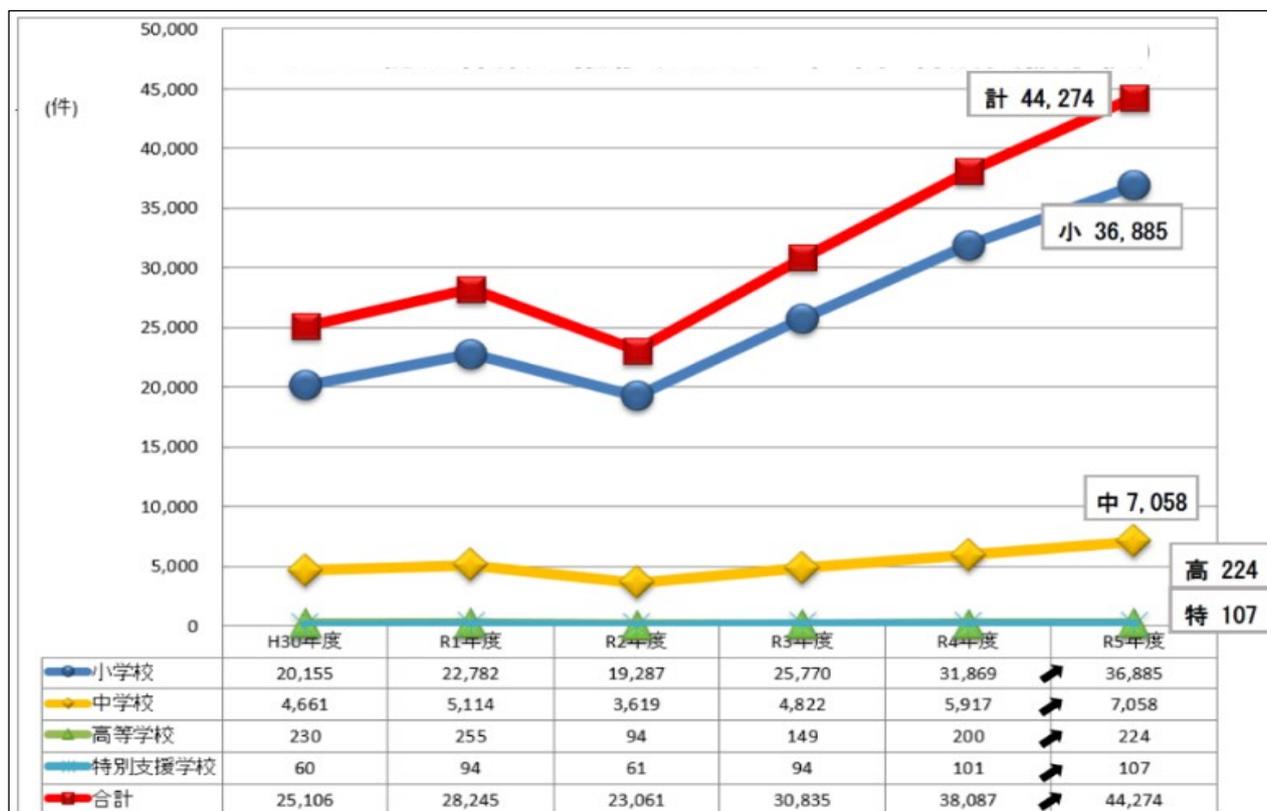
(ア) いじめについて

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より6,187件増加し、44,274件だった。全ての校種において認知件数が増加した。（【図1】参照）

いじめの解消率は、令和6年3月31日（令和5年度末）時点の71.3%から、令和6年7月20日（夏季休業前）時点で91.6%となった。

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知した結果といえる。そして認知したいじめの解消に向けて取り組んでいる。一方で、多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたことも事実である。いじめの背景には、心理的ストレスなどが考えられる。

【図1】 いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）

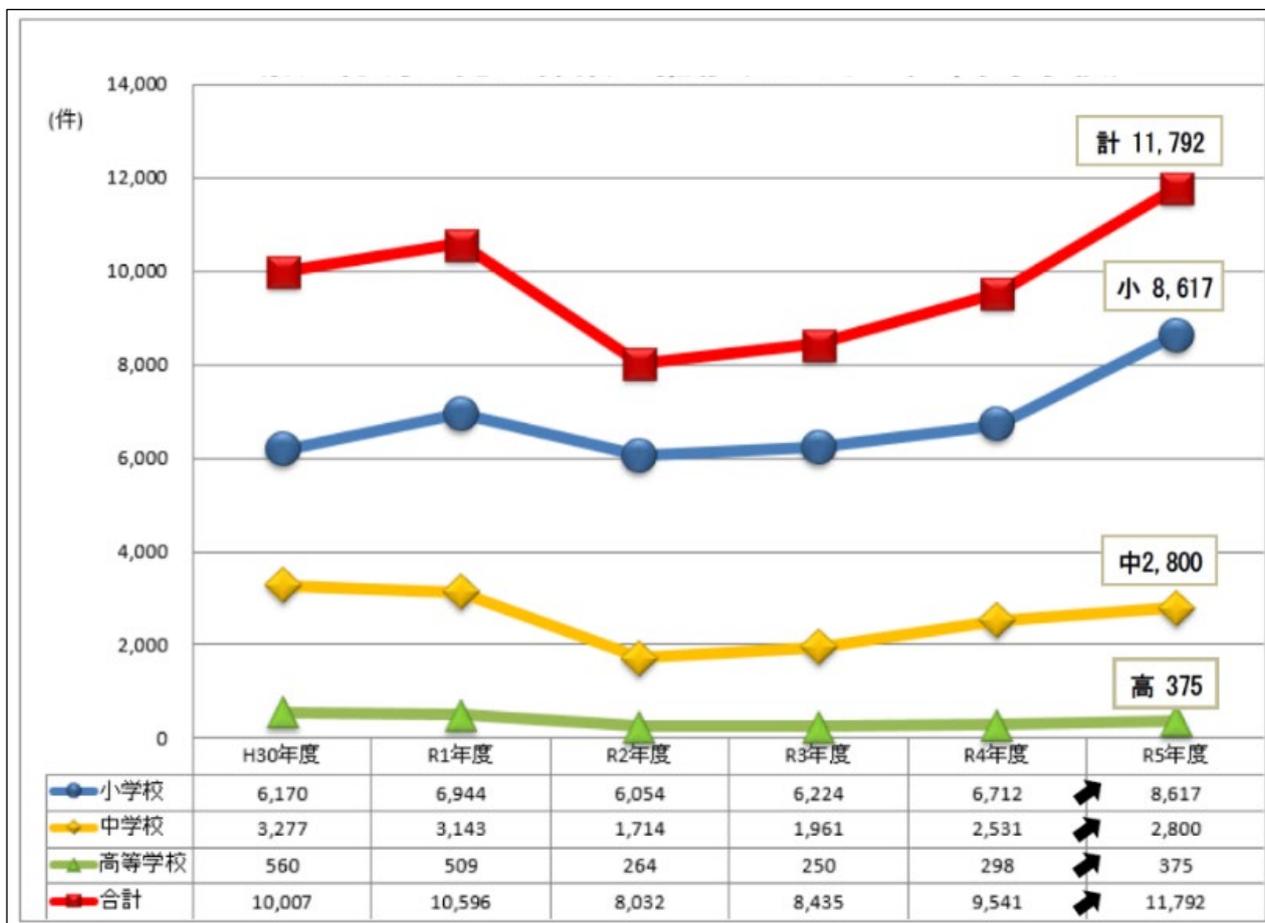


(イ) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より2,251件増加し、11,792件だった。（【図2】参照）

暴力行為の発生件数の増加は、いじめの積極的な認知が暴力行為の把握にもつながっていることが一因と考えられる。暴力行為の背景には、自分の気持ちをうまく表現できずに衝動的な行動をとってしまうことなどが考えられる。

【図2】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



(ウ) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

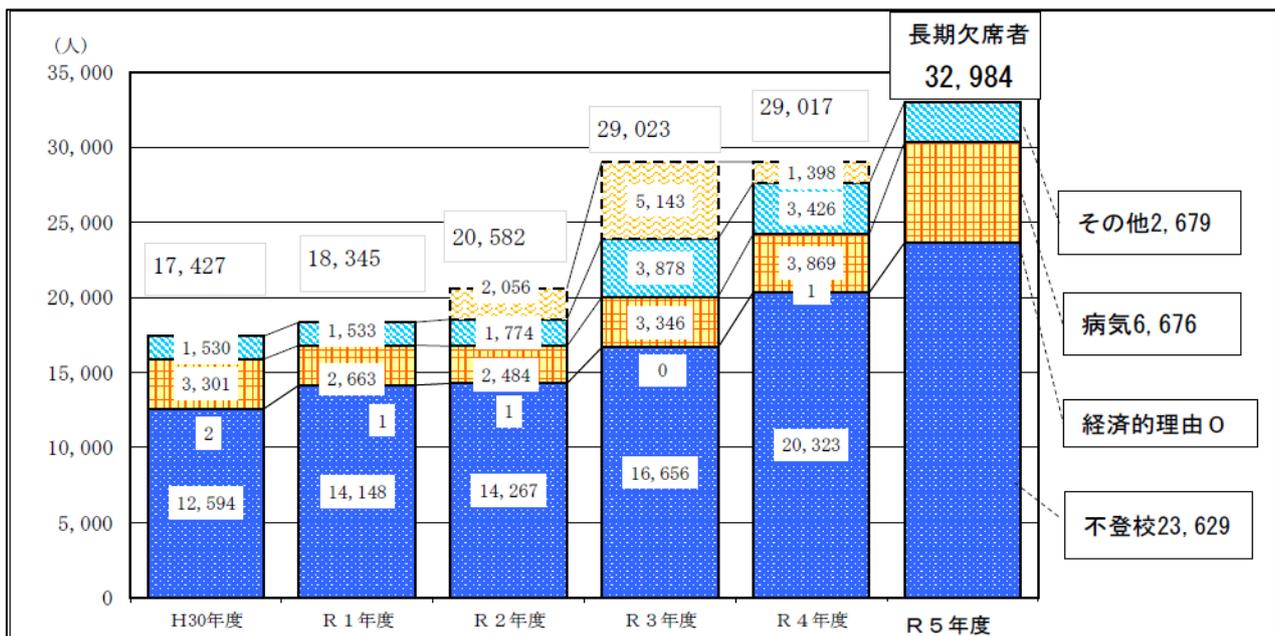
公立小・中学校における長期欠席者*数は、前年度より3,967人増加し、32,984人だった。そのうち、不登校の児童・生徒数は前年度より3,306人増加し、23,629人だった。（【図3】参照）

不登校の児童・生徒数の増加は、コロナ禍による影響や、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得ること」、「不登校を問題行動として判断してはならないこと」、「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも背景として考えられる。

一方で、多くの児童・生徒が不登校となっており、そうした子どもたちにとって、学校が安全・安心な学びの場となっていないこともふまえ、今後も魅力ある学校づくりに努めていくことが必要である。

※ 年間に30日以上欠席した児童・生徒

【図3】理由別長期欠席者数の推移（公立小・中学校）

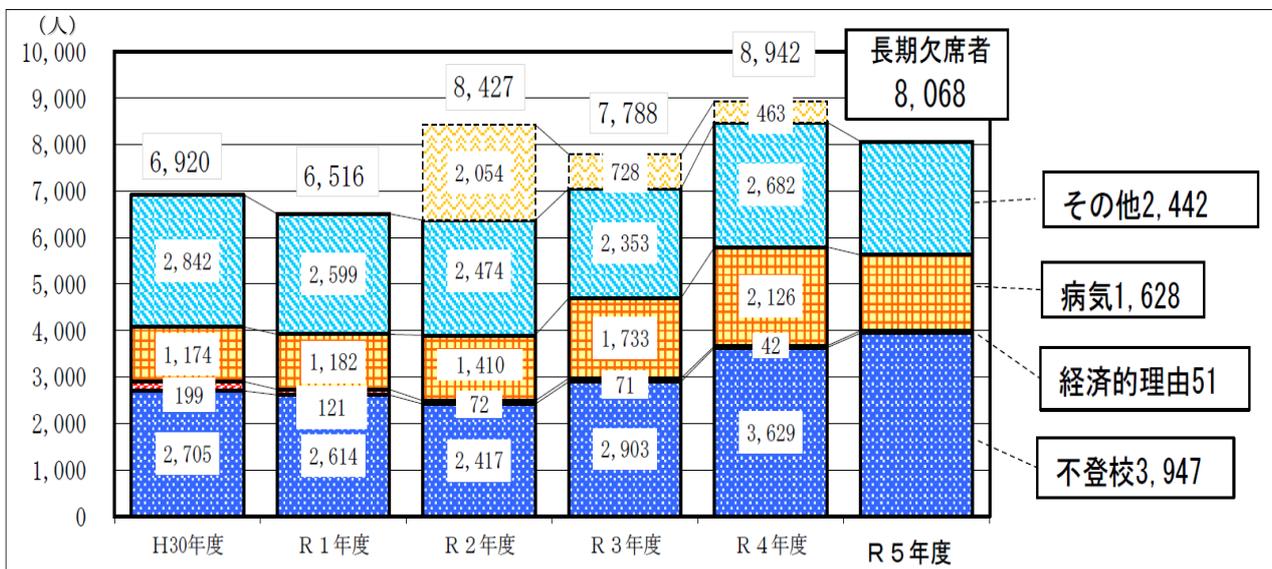


(I) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数は、前年度より874人減少し、8,068人だった。そのうち、不登校の生徒数は、前年度より318人増加し、3,947人だった。（【図4】参照）

「かながわ子どもサポートドック」の取組等を通じて、各学校が困難を抱える生徒を積極的に把握し、早期に支援した結果、長期欠席の未然防止につながったことに加え、長期欠席者の背景を丁寧に把握し、積極的に不登校と捉え支援したことが、不登校の割合が上昇した一因と考えられる。

【図4】理由別長期欠席者数の推移（公立高等学校全日・定時制合計）

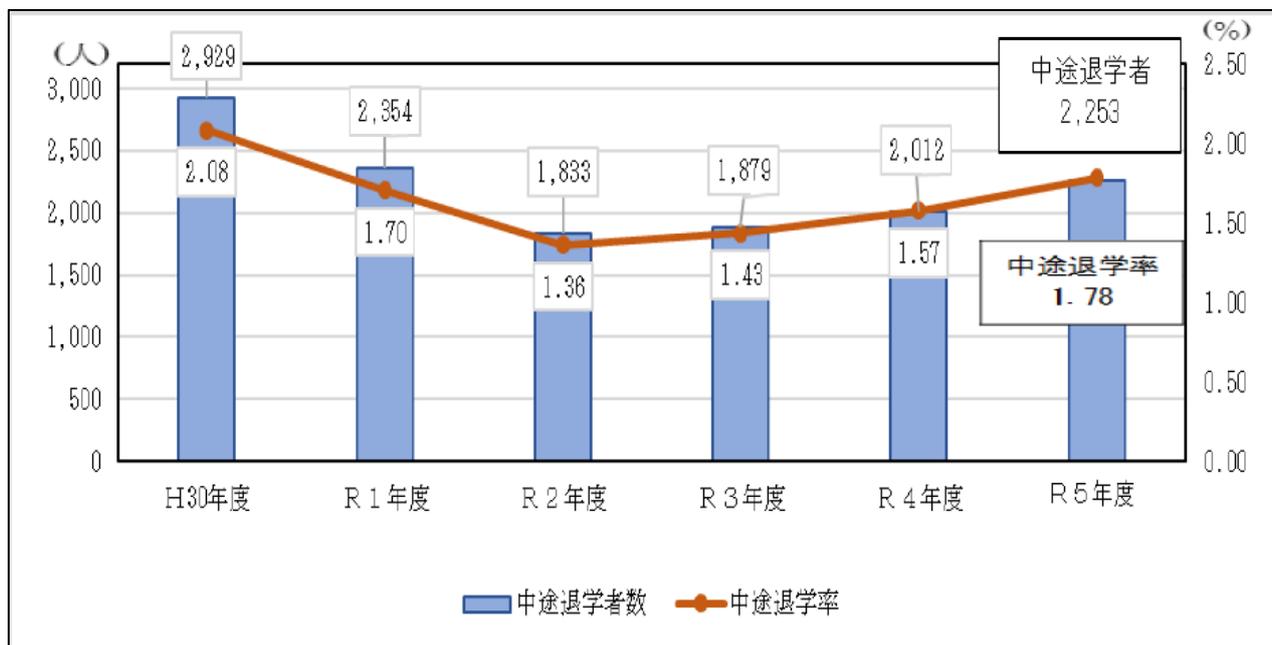


(オ) 中途退学者について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数は、2,253人だった（全日制は161人増加、定時制は5人増加、通信制は75人増加）。中途退学率については、全課程で上昇した。（【図5】参照）

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、通常の学校生活が再開したが、コロナ禍の影響により生徒の学校に対する意識が変化し、学校生活の目的や意義を見出せなくなった生徒が増加したことが、中途退学率が上昇した一因として考えられる。

【図5】公立高等学校における中途退学者数の推移（全課程合計）



(カ) 自殺の状況について（公立小・中・高等学校）

公立小・中・高等学校における児童・生徒の自殺は、前年度より11人減少し、21人だった。

本県の公立学校において、21人の児童・生徒の尊い命が失われたことを重く受け止め、令和5年度から実施している「かながわ子どもサポートドック」の取組を更に充実し、学校全体で自殺予防の取組をより一層推進していくことが必要である。

(キ) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

a いじめ（小・中・高・特）

認知件数 5 番目：1,000人あたりの件数25番目

※前年度認知件数 4 番目：1,000人あたりの件数29番目

b 暴力行為（小・中・高）

発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数 9 番目

※前年度発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数11番目

c 不登校（小・中）

児童・生徒数 2 番目：1,000人あたりの人数22番目

※前年度児童・生徒数 2 番目：1,000人あたりの人数20番目

d 不登校（高校）

生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数14番目

※前年度生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数15番目

ウ 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

(7) 未然防止の取組

かながわ元気な学校ネットワークの推進

（平成23年度～）

一人ひとりの居場所と子ども同士の絆をつくる、魅力ある学校づくりなど、子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

(4) 早期発見・早期対応の取組

「かながわ子どもサポートドック」の推進

（令和5年度～）

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充により、専門人材と積極的に協働しながら、スクリーニングやプッシュ型面談等により、子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、支援につなぐことができる教育相談体制を強化し、取組を推進する。

(ウ) **継続的な支援の取組**

フリースクール等と連携した不登校対策の推進

不登校の子どものために居場所づくりを進めるフリースクールやフリースペース等と連携し、不登校相談会等、社会的自立に向けた不登校対策を推進する。

【令和6年度新規事業】

- a メタバースの活用による新たな居場所づくり推進事業

- b 出席扱い促進のための学校との連携強化推進委託事業